

平成 2 3 年第 2 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 3 年 3 月 4 日 (開会)

平成 2 3 年 3 月 1 6 日 (閉会)

平成 23 年第 2 回上小阿仁村議会定例会会議録（第 1 号）

○招集（開会） 年月日 平成 23 年 3 月 4 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 23 年 3 月 4 日（10 時 00 分）

○出席議員

1 番	齊 藤 鉄 子 君	2 番	小 林 信 君
3 番	長 井 直 人 君	4 番	石 川 富 三 君
5 番	鈴 木 米 雄 君	6 番	中 田 吉 穂 君
7 番	北 林 甚 一 君	8 番	武 石 善 治 君

○欠席議員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	小 林 宏 晨
副 村 長	萩 野 芳 昭
総務課長兼診療所事務長	鈴 木 義 廣
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 壽美子
産 業 課 長	小 林 悦 次
建 設 課 長	小 林 隆
特別養護老人ホーム施設長	中 嶋 辰 雄
代 表 監 査 委 員	加 賀 屋 敏 明
教 育 長	小 林 茂
教育委員会事務局長	田 中 文 隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	萩野謙一
議 会 書 記	小林京子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 42 号 上小阿仁村情報通信基盤整備事業工事(設計・施工)
請負契約変更について
- 第 6 議案第 1 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計予算について
- 第 7 議案第 2 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会
計予算について
- 第 8 議案第 3 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特
別会計予算について
- 第 9 議案第 4 号 平成 23 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計予算に
ついて
- 第 10 議案第 5 号 平成 23 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計予算に
ついて
- 第 11 議案第 6 号 平成 23 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計予
算について
- 第 12 議案第 7 号 平成 23 年度上小阿仁村下水道事業特別会計予算につ
いて
- 第 13 議案第 8 号 平成 23 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計予
算について
- 第 14 議案第 9 号 平成 23 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計予算
について
- 第 15 議案第 10 号 平成 23 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計への繰
入れについて
- 第 16 議案第 11 号 平成 23 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰
入れについて
- 第 17 議案第 12 号 平成 23 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計へ
の繰入れについて
- 第 18 議案第 13 号 平成 23 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入
れについて
- 第 19 議案第 25 号 特別会計条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 14 号 平成 22 年度上小阿仁村一般会計補正予算について

- 第 21 議案第 15 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第 22 議案第 16 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について
- 第 23 議案第 17 号 平成 22 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算について
- 第 24 議案第 18 号 平成 22 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算について
- 第 25 議案第 19 号 平成 22 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 26 議案第 20 号 平成 22 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算について
- 第 27 議案第 21 号 平成 22 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第 28 議案第 22 号 平成 22 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 29 議案第 23 号 平成 22 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計繰入れについて
- 第 30 議案第 24 号 平成 22 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 31 議案第 26 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 32 議案第 27 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 33 議案第 28 号 上小阿仁村情報通信基盤整備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 34 議案第 29 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例について
- 第 35 議案第 30 号 上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 36 議案第 31 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 37 議案第 33 号 上小阿仁村物産センターの指定管理者の指定について
- 第 38 議案第 34 号 秋田杉の館の指定管理者の指定について
- 第 39 議案第 32 号 上小阿仁村野菜集出荷施設の指定管理者の指定について

- 第 40 議案第 35 号 上小阿仁村上仏社担い手センターの指定管理者の指定について
- 第 41 議案第 36 号 上小阿仁村下仏社多目的集会施設の指定管理者の指定について
- 第 42 議案第 37 号 上小阿仁村羽立集会施設の指定管理者の指定について
- 第 43 議案第 38 号 上小阿仁村い樹い樹交流センターの指定管理者の指定について
- 第 44 議案第 39 号 上小阿仁村杉花交流センターの指定管理者の指定について
- 第 45 議案第 40 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第 46 議案第 41 号 上小阿仁村立保育園を五城目町が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について
- 第 47 陳 情

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名

会議録署名議員の指名。

7 番 北 林 甚 一 君 1 番 齊 藤 鉄 子 君

10 時 00 分 開会

○議長（武石善治） ただいまの出席議員は、8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 2 回上小阿仁村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告

○議長（武石善治） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

この件につきましては、議員各位のお手元に文書を配布しておりますので、これにて諸般の報告といたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武石善治） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、7 番 北林甚一君、1 番 齋藤鉄子君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（武石善治） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 16 日までの 13 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、会期は 13 日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長（武石善治） 説明員の通告がありますので、ご報告いたします。

副村長 萩野芳昭君。総務課長兼診療所事務長 鈴木義廣君。住民福祉課長 鈴木壽美子君。産業課長 小林悦次君。建設課長 小林隆君。特別養護老人ホーム施設長 中嶋辰雄君。代表監査委員 加賀谷敏明君。教育長 小林茂君。教育委員会事務局長 田中文隆君。

日程第 3 行政報告

○議長（武石善治） 日程第 3 村長より、行政報告についての発言を求められておりますので、これを許します。村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 平成 23 年第 2 回上小阿仁村議会定例における行政報告を行います。

第 1 に総務課関係でございますが、平成 23 年度予算についてでございます。

平成 22 年 12 月 16 日閣議決定されました国の平成 23 年度予算編成の基本方針では、一般会計予算規模が 92.4 兆円余りとなっております。村におきましては、4 月の村長選挙を控え骨格予算とはしながらも、北秋田市上小阿仁村病院組合の解散に伴う負担金、過疎自立促進計画等に基づく事業、議員共済年金廃止に伴う特別負担金などを計上し、前年当初予算を大きく上回る予算となっております。

その結果、一般会計予算規模は、前年度比 5.7%増の 1 億 2,497 万円で、結局は 23 億 3,389 万円。特別会計の予算総額は 8 会計で 1.5%増の 2,179 万円、総額として 14 億 9,203 万円となっております。

一般会計の歳入におきましては、歳入の大半を占める地方交付税は、地方財

政計画に基づき前年比 2.1%増、3,000 万円増で、結局は 14 億 5,000 万円。財源不足を補うために借り入れる臨時財政対策債を 8,200 万円、財政調整基金取り崩しを 3,600 万円計上しております。

歳出におきましては、病院組合解散に伴う負担金 1 億 5,515 万 4,000 円。緊急雇用創出臨時対策基金事業等の活用などにより、福祉関係経費、農林業の振興、生活基盤整備のための経費などを計上しております。

義務的経費、つまり人件費、扶助費、公債費は、前年比で 5%減の 4,953 万 6,000 円減、結局は 9 億 3,758 万円、比率は 40.2%となっており、その中でも公債費は 1 億 241 万円、21.7%減の 3 億 6,993 万円となっております。また、特別会計への繰出金は、総額 3,794 万円、12.8%減の 2 億 5,747 万円。一部事務組合負担金、業務委託を含みますけれども、これは 1 億 3,853 万円、81.2%増の 3 億 916 万円となっております。

各会計別の予算総額は 1 ページに表示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。また、具体的に一般会計で計上した主な普通建設事業につきましては 2 ページをご参照いただきたいと思います。

2 番目の平成 22 年度の補正予算についてでございますが、今定例会提出の一般会計補正予算は、財政調整基金積立金の追加と、予算全般にわたる清算見込みに伴い 2,517 万円増額する補正で、補正後の総額は 24 億 8,321 万円となっております。なお、追加される主な予算につきましては、2 ページをご参照いただきたいと思います。

また、特別会計は次の 8 会計について、総額で 1,373 万 6,000 円減額する補正予算を提出しておりますので、以下のところ 2 ページ、3 ページをご参照いただければと考えております。

さて、3 番目の交通安全運動につきましては、交通安全運動の推進にあたって、交通指導隊をはじめ交通安全協会支部、交通安全母の会などの協力、連携により、年間を通じ広報活動、街頭指導、高齢者世帯訪問など、様々な運動が展開されておりますが、県の飲酒運転追放など競争において、平成 22 年は飲酒運転による違反者、死亡事故とも 1 件もなく、平成 18 年以来 4 年ぶりに堂々たる全県第 1 位となりまして、2 月 8 日に多くの交通安全関係団体のご出席のもと秋田県知事表彰が伝達されました。多くの交通安全関係者のご協力、ご活動に心から感謝申し上げます。

4 番のかみこあに応援寄付金につきましてはでございますが、平成 22 年 4 月から村外の入札参加者に対して、入札された方に自主的にかみこあに応援寄付金をお願いしてきておりますが、1 月末現在 21 件でございます、49 万 9,000 円をご寄付いただいております。寄付をして下されました方々に心から感謝申し上げます。

5番、ふるさと納税寄付金につきましては、ふるさと納税に伴う寄付金は、1月末現在19名の方からいただきまして、総額87万5,000円となっております。3ページをご参照いただきたいと思いますと思いますが、平成19年度からの総額では269万2,000円のご寄付をいただいたこととなっております。

さて、庁舎などの電話整備につきましては、地域活性化・経済対策臨時交付金を活用いたしまして整備する庁舎内、出先機関などの電話設備工事が、12月28日東日本電信電話株式会社秋田支店と1,071万円で契約締結いたしまして、2月28日からダイヤルイン方式での運用を開始することができました。

7番目の高度情報化のいわば光ファイバーについてでございますが、光ファイバー幹線施設工事は完了いたしまして、IP告知端末機、つまりテレビの設置も、ほぼ、全世帯に設置されまして、現在、4月1日の運用開始に向けて各集落においてICT指導員による操作説明会を実施しておりまして、集落説明会後に家庭訪問による操作指導を行う予定でございます。

8番、市町村有償運送などの利用状況についてでございますが、八郎潟と上小阿仁間の有償運送事業の利用状況は、1月末現在、1,285回運行し、利用者が329名となっております。また、大館能代空港、秋田内陸線へのデマンド型乗合タクシーにつきましても、4ページをご参照いただきたいと思います。

9番目の地域おこし協力隊についてでございますが、これは通常の業務である八木沢地域の方々の生活支援、水稻の耕作、地域活動への支援などのほか、村内の様々な行事などへの積極的な参加が行われております。また、村外の研修会、イベントなどにも積極的に参加し、上小阿仁村を宣伝してもらっております。

10番目のい樹い樹むらづくり活動補助金などの創設につきまして、ご説明申し上げますならば、村では、過疎化の進行や地域経済の低迷により集落を取り巻く環境が悪化していることから、地域の活性化を図り、集落機能の向上を積極的に推進するため、3年間の補助制度を創設いたしまして、積極的に集落活動、地域づくり団体を支援していくための関係予算を計上いたしました。また、これまで慣例的に交付されてきました部落補助金につきまして、支出根拠を明確に規定し、集落活動の振興を図るため、新たに集落振興交付金要綱を創設したいと考えておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

次、住民福祉課関係でございますが、まず、第一に北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合につきましては、粗大ゴミの受入れにつきましては、1月末現在、116tで前年同期と比較して37tの大幅な減少となっております。

環境への影響につきましては、定期的な分析調査の結果、管理基準値をクリアし適正で安定した状況でございます。

また、埋立期間が平成23年3月末で終了することから、廃棄物最終処分場の

性能に関する指針について及び埋立区画の残容量から判断いたしまして 15 年延長することが決定いたしまして、平成 38 年 3 月まで延長することになった訳でございます。

処分施設につきましては、浸出水の処理対策として 22 年度は処分施設から受水槽までの約 2,850m の既設管漏水調査しております。その結果、異常がなかったために受水槽から米内沢地区の既存の下水道までの 1,014.3m の新設管敷設計業務委託を完了いたしました。

23 年度は、新設管布設工事などに着手し、北秋田市の下水道への接続予算を計上いたしております。

火葬場につきましては 5 ページをご参照いただきたいと思います。

2 の北秋田市周辺衛生施設組合につきましても 5 ページをご参照いただきたいと思います。

3 番の消防防災につきましては、現在、救急車は平成 9 年に購入いたしまして、13 年を経過しており修理なども行ってきておりますことから、高規格の救急車の購入予算を 23 年度に計上しておりますのでよろしく願いいたします。

救急救命士につきましては、北秋田市と協議いたしまして配置できるようにしたいと考えておるところでございます。

1 月 19 日沖田面地区で積雪 82 cm、南沢地区で 90 cm となり、19 日以降も強い寒気が流れ込み断続的に雪が降り続く予想から災害の発生が心配されるため、同日の 14 時に雪害対策部を設置いたしました。

21 日に各集落への雪害対策設置の通知をいたし、事故防止啓発用チラシの配布をお願いいたしまして、2 月 1 日は民生児童委員に対し高齢者世帯などへの巡回をお願いいたしました。

2 日には、職員が 4 班に分かれて危険個所の巡回をしておます。現在のところ、幸いにも人的災害なしとなっておりますが、1 月 30 日、小沢田地区におきまして、除雪車誘導中転倒いたしまして足の骨が折れまして、1 名。2 月 21 日沖田面で屋根から転落し、左足首と両腕骨折者が 1 名出ております。そういうことで、すでに配布いたしました行政報告を修正させていただきます。

今後、雪解けなどの災害に注意して参りたいと考えております。

子宝祝い金でございますが、少子化対策の一環といたしまして、秋田県市町村少子化対策包括交付金を活用いたしまして、22 年 4 月 1 日から出産一時金を増額して支給しております。22 年度につきましては、第 2 子 50 万円 1 人、3 子 100 万円 2 人、第 5 子 200 万円 1 人に支給しております。

23 年度につきましては、第 1 子 1 人、第 2 子 1 人、第 4 子の届け出が既になされております。少しでも少子化対策になればと願っておる次第でございます。

自殺予防につきましてもありますが、22 年度には集落の心の健康づくり、自

殺予防普及啓発活動が各集落会長などのご協力で実施されまして、一定の成果を見ております。23年度におきましても同様の補助を予算計上しておりますので、よろしくご活動のほどをお願い申し上げます。

また、声かけ、それから見守りボランティア育成などの人材養成事業を実施する予定にしております。

6番目の予防接種につきましては、23年度から子宮頸がんの予防接種を中学1年生から高校1年生までを対象とし、小児肺炎球菌予防接種は1歳未満から4歳未満までを対象として実施していくための予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

7番目の働きながらホームヘルパー2級取得事業についてでございますが、上小阿仁村社会福祉協議会への委託をしております働きながらホームヘルパー2級取得事業につきましては、22年度は、5月から5名を採用しホームヘルパー2級取得の講習を北秋田市社会福祉協議会主催の講習会に参加させていただき、5名とも10月に取得しております。23年3月までの雇用となっておりますが、今後、資格を活かして活動していただくことを期待しております。

23年度につきましても、5名の採用を予定しておる訳でございます。

8番、北秋田市上小阿仁村病院組合につきましては、看護師2名、医療技術員1名が11月、12月、1月に退職いたしましたので、職員数は現在82人、うち内科医が4名となっております。

平成22年度決算見込みでは、不良債務3億3,600万円となる見込みで、村の繰出し分は、22年度分として、特別交付税分を除くと1,025万5,000円となります。振興資金の借入未償還分と職員の退職金に関する分につきましては、23年度予算に1億5,515万4,000円を計上しておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

産業課の関係でございますが、農業振興につきまして、米の生産目標につきましては7ページをご参照いただきたいと思います。

また、農業者個別所得補償制度につきましても7ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

さて、3番目の野外生産試作センターでございますが、農産加工開発の原材料である食用ほおずき、コハゼの栽培促進のための試験栽培データの整備を図って参ります。

道の駅で、安定的通年販売ができる野菜の試験栽培と冬期間における保存方法のデータ収集を継続して参ります。組織培養、無菌播種によるエビネ、コアニチドリ、山菜の栽培やキノコの植菌など、技術取得と継承者の育成に取り組んでいるところでございます。

また、間伐材を活用した木炭の粉碎による土壌改良材、木酢液の病害虫に対

する影響などについて、その効能を実証したいと考えている次第でございます。

なお、当センターの位置付といたしましては、村に適合した作物の選定と市場開拓によるネームバリューの確立で、野菜価格の安定的確保や農家の方々が多面的、経済的な制約で控えている試験的な栽培の実証を行うこととしております。

また、農家の方々に良質な苗を安価で供給し、農家経営の安定を図るとともに農業後継者育成のための技術習得研修機関としての役割も担って参る所存でございます。

4番目の中山間総合整備でございますが、これは平成19年度から24年度までの事業として整備をいたしております。23年度につきましては、用排水路3路線、集落防災安全施設1箇所を計画しております。

5番目の農地、水、環境保全向上対策につきましては、8ページをご参照いただきたいと思います。

6番目の中山間地域等直接支払いにつきましても、8ページをご参照いただきたいと思います。

さて、林業、商工振興についてでございますが、下刈、間伐など、これについても8ページをご参照いただきたいと思います。

収入間伐、皆伐につきましても、同様でございます。

第3番目の民有林整備であります。森林整備地域活動支援交付金事業では、民有林の既設作業道の補修や境界確認について、1,139haを予定しております。

4番目のふるさと雇用再生臨時対策であります。失業者の緊急雇用及び地域資源を活用した産業振興として、スロートーリズム推進事業を、平成21年度から商工会と委託契約して実施してきております。これまでの事業実績と策定された事業計画に基づいて、今年度は、かみこあに観光物産株式会社に委託をして、食用ほおずき、コハゼを原材料とした農産加工品の開発と販売PRを実践するとともに、道の駅や山野草などの地域資源を活用した観光開発による地域興しをすることといたしております。

5番目の緊急雇用創出臨時対策でございますけれども、ここでは、現在、合わせて11事業で35人の雇用を予定しているところでございます。

建設課関係でございますが、平成23年度建設事業につきましては、9ページをご参照いただきたいと思います。

住宅リフォーム緊急支援事業につきましては、2月17日現在、32件の申請がございまして、事業費は5,094万円で、申請額は404万円となっております。なお、県では、23年度におきましても本事業を実施するため、村においても22年度限りとしておりましたが、引き続き実施いたしたく予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

3番目の橋梁の長寿命化修繕計画につきましては、9ページ、10ページをご参照いただきたいと思います。

また、羽立の上小阿仁橋の維持管理につきましても、10ページをご参照いただければと思います。

5番目の簡易水道事業につきまして、沖田面地区、小沢田地区の水道一元化につきましては、それぞれの部落に出向きまして、村の現状を説明いたし、統合加入へのお願いをしておるところでございます。両地域とも水道管理については、部落運営に係わる重要事項であるため、部落内での協議、また、村との更なる協議が必要となっており、合意には、いまだ至っておりませんが、今後、引き続き加入への理解が得られるよう努力して参りたいと考えております。

6番、水道料金の改定につきましては、先の定例会にも提案させていただきましたが、水道料金の迅速かつ段階的公平化を図るため、沖田面地区を除く統合地区の水道使用料金を、基本料金5立方メートルまでを1,680円、超過料金を1立方メートル当たり95円とすることについての条例改正案を提出させていただいておりますので、ご協力の程お願い申し上げます。

7番目の農業集落排水事業及び公共下水道事業につきましては、11ページに表示しているとおりでございます。

8番目の除排雪につきましては、今年度の積雪は、1月中旬から下旬にかけて続いた降雪により2月1日午前4時～6時には、ピークの101cmとなりましたが、2月17日現在では、67cmとなっております。本年度の除雪の一斉出動回数は、これは11ページに提示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

9番目の工事などの発注状況につきましても、11ページ、12ページに表示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

さて、教育委員会関係でございますが、平成23年度上小阿仁小・中学校児童生徒数につきましては、12ページに表示しているとおりでございます。

また、特別支援学級新設と生活サポート配置につきましても、12ページをご参照いただきたいと思います。

3番目の4月から新外国人英語教師(NE T)ネーティブ エングルシュ テACHER赴任ついて申し上げますと、21年9月から本村に勤務し、英語指導のみならず地域活動にも積極的に参加し、皆さんに親しまれておりましたNE Tのヒクソン・マシューさんが、転職のため2月13日で退職いたしました。1年半という期間でございましたが、小・中学校で、また、認定子ども園におきまして英語指導を行って参りました。非常に頑張ってくださいました。心から感謝し、そして、新しい職場での活躍、ご成功を祈念いたしております。

なお、その後任のアイランド出身のカニングハム・オーエンさんでございま

す。19年7月から由利本荘市の小・中学校に赴任しており、日本語はすごく堪能で明るい好青年でございます。本村には、23年4月1日から勤務する予定でございます。スポーツや行事などにも積極的に参加していただきたいという希望をもっております。よろしく皆様のご支援をお願い申し上げます。

図書館運用システムの開始につきましては、13ページをご参照いただきたいと思います。

また、5番目の小学校社会科副読本改訂版の発行につきましては、小学校3、4年生には教育委員会が独自に編集した副読本を利用し、郷土に関する学習を行ってきております。本村の児童が、現在利用している副読本は教育研究所が中心となって作業を進め、平成5年に発行されたものでございます。しかし、それから既に17年も経過し内容が大幅に変わっております。早急に前面改訂が迫られております。

そこで、22年度から特色ある教育活動事業において雇用された臨時職員の協力を得ながら、本格的に改訂作業をスタートさせ、23年9月発行を目標に編集を進めているところであります。なお、そのための予算を新年度予算に計上しておりますので、何卒、ご協力の程をお願い申し上げます。

学校給食のご飯は、弁当から食器盛り付けに変えたというところがございます。この内容につきましては13ページ、14ページをご参照いただきたいと思います。

フッ素洗口の動向につきましても、14ページをご参照いただきたいと思います。

8番目の施設の雪害につきましては、2月4日金曜日、午後4時30分過ぎ、気温が上昇したためにトレーニングルームの雪庇が崩落いたしまして、これによる上部が浮き上がる被害が発生いたしました。まだ屋根に雪が残っていて危険なため、詳細な確認ができておりません。また、小中学校でも2月7日に体育館渡り廊下の門灯が、同様に雪庇崩落によって壊れているのも発見されました。両方とも保険の対象とはなっているため、今後状況を確認し修理する予定でございます。

9番目の生涯学習関係の話題でございますが、ジャンボかるた大会が行われたということ、それから、ミニかまくらが行われたということについては、14ページ、15ページをご参照いただきたいと思います。

また、若者会議があめっこ市に出店したということで、県北NPO支援センターのサポートのもと、昨年6月に20代、30代の若者15名で構成された上小阿仁村若者会議は、昨年の8月30日に開催された地域ふれあいデーには、地域産B級グルメ創作グランプリを実施いたしまして、大きな賑わいを創出いたしました。最初の予定では、そこに活動が一段落するところでしたが、その後

も活動を継続し、2月12日の大館アメッコ市ではグランプリを獲得いたしましたアゲ揚げたんぽを販売し、用意した400本を早々に完売いたしました。

本村にも若いエネルギーが根付いていることを改めて実感し、これまで何かとご指導、支援いただいた支援センタースタッフの皆さんに深く感謝申し上げます。

さて、国保診療所関係でございますが、本年度1月末までの診療状況は、医科外来で1日平均67人、これは、ものすごい高い数でございます。前年比8人増であります。歯科は1日平均11人で、前年比1人の増で推移しております。地域住民の健康を守る唯一の医療機関として、運営に努力して参りますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、休診となっている年末年始には、大阪府豊中市在住の立石秀郎医師の応援を受けまして、杉風荘、在宅往診などの診療を行っていただきました。立石先生には、心から感謝申し上げる次第でございます。

杉風荘関係でございますが、入所者の高齢化や要介護度の重度化の進行に伴い、たんの吸引や経管栄養などを必要とされる方々が増えております。このような状態に対処するため、看護職員による施設内研修や技術指導などを実施いたしております。看護職員と介護職員が連携して入所者にとって安心・安全なケアの提供にすることに一層努めまして、今後共、地域から信頼され必要とされる施設を目指して努力して参ります。

今年度、県の緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用いたしまして、介護、看護補助員として4名を雇用しておりますが、来年度も引き続き4名の配置を予定しております。

施設改修工事のスプリンクラー設置と食堂、大ホールへの空調機設置工事につきましては、設計業者が決定いたしまして、今年11月末の完工予定の準備を進めております。

2月15日現在、入所状況は、定員の86名に対し、83名の入所であり、うち本村出身者は46名となっております。

さて、終わりにあたりまして若干の重点事項について、ご説明申し上げます。

まず、第1番の産業振興、雇用創出政策であります。昨年の平成22年3月の議会で私は、産業振興、雇用創出政策についても、以下の政策を実行すると述べた訳でございます。

つまり、多種少量生産体制確立を目指す実験、指導(野外生産試作センターで)を行うこと。

野菜プラス花卉春夏秋冬を通じた生産体制確立を目指して実験、指導、これも野外生産試作センターで行う。

3番目は、花卉、例は山野草。秋、春の七草。ハーブなどの育苗、植え付け

指導、これも野外生産試作センターで行う。

4 番目、里山スローツーリズム構想の実現。

5 番目、食品加工実験構想。

6 番目、木工品委託生産プラス販売実験。

なお、全ての産物、製品はとりあえず道の駅を通じて販売し、これに加え通販にも手を広げる予定としております。

上記の政策は、全て道半ばで、決して十分なものではございません。でありますから、引き続き努力していかなければならないと思っている次第でございます。

2 番目の光ファイバーでございますが、当村に対する財政負担が殆どない約 6 億 5,600 万円の予算で開始されましたが、光ファイバーの設置工事は、いよいよ完成に近づいて参りましたが、とりわけ I P 端末、つまりテレビ電話は、非常に好評でありまして、既に頻繁に利用されているようでございます。上小阿仁村内部に電話する限り、通話料は無料でありますので、既存の電話に代わって、このテレビ電話を利用する限り、24 時間電話しても無料でございます。その分だけでも経費負担が軽くなると見ております。光ファイバーの維持費は、月額 100 万円以上かかっておりますが、その資金捻出方法は、特に考えるとしても、村民の皆様への負担軽減が実現されることは、喜ばしいことであると考えている次第でございます。

現在、独居高齢者の見守りや自殺予防を含め、光ファイバーを村の医療に利用する準備を整えるよう検討しているところでございます。

3 番、少子化対策としての子宝祝い金でございますが、本年度は、少子化対策の一環として、この 6 名が誕生して、この人達に子宝祝い金を提供しております。これに加え、国、県の所得制限のない村営若者住宅を構築し、村内及び周辺の若者に対し、廉価で入居を募る可能性についても、これから議会の方々と話し合いをして、検討して参りたいと考えている次第でございます。

4 番、村の交通網の整備でございますが、路線バス事業は、利用者人口の減少に伴いまして、年々、路線の便数が減らされ、益々不便になり、結局、バスは国、県、市町村からの高額補助を受けていながら、その代わりに空気を運ぶような、そういう状況に立ち至っているのであります。

加えて、当村の高齢化は 45.6% で、村にある 200 世帯以上の交通弱者が存在しております。従って、村はこの交通弱者のために多様な施策を、これまで行って来ております。医療関係では、路線バスと競合しない形でウイークデーに国保診療所無料送迎バス。福祉関係では身体障害者や要介護認定者の低廉な有償運行を行って参りましたが、なお、村は鉄道の沿線になく、幹線として国道 285 号、大館北秋田市から秋田市を結んでいる状況でございますので、陸の孤

島と言われて参りましたがけれども、このような状況を克服すべく秋田県で最初に、平成18年度からボランティア有志を募ってNPOを立ち上げることが可能になりました。ただし、ここでは、バス及びタクシー業者との話し合いの結果、妊婦及び病気の通院者を例外とする60歳以上の上小阿仁村在住の会員という制限がございます。これらの制限にも係わらず秋田市内及び本村周辺の総合病院や買い物用に利用されておりまして、初年度は309名、翌年が435名、3年目には1,000名を超えて、着実に浸透してきております。

以上が村民のみを対象とした移動手段の提供でございますが、3年前、五城目線のバス事業者が撤退し、いわゆる、交通空白地が発生いたしましたので、来訪者や村民の利便性を高める目的で各種協議を重ねた結果、これまで利用性の低いとされていた大館能代空港、秋田内陸鉄道との活性化も含めて一番便利な村にしようとの目的で、デマンド型乗合タクシーの運行を開始し、更に村営有償運送事業によりワゴン車で、朝、夕の定期運行と昼のデマンド型運行による奥羽線八郎潟駅への往復三便体制を整えました。つまり、当村では第一に医療関係で、診療所への村営無料運送。第二に身障者等要介護者のために、村営福祉有償運送サービス、第三にNPO法人上小阿仁村移送サービス協会による過疎地有償運送サービスを実現し、第四に、主に交通空白地に定期運行とデマンド型運行を組み合わせた村営運送を開始いたして、現在続けているところでございます。

なお、路線バスは、これまで国、県、市町村の赤字補填により運行を続けておりますが、負担が重なれば撤退の申し出がいつ出されてもおかしくない状況下におかれております。自治体は、いつでもこれに対する対応できる体制にならなければなりません。

前期の四つの組み合わせ方式を、利用者のサービス向上に向け、しかも、費用対効果に視点を充てながら改善を続け、引き続き秋田で一番便利な交通網の整備を目指して参りたいと考えております。

具体的には、今後、公共交通を利用する人々は、少子高齢化の進行により、年々減少することから、これに対応し、できるだけ多くの人々が村外から来村することを可能にするためのシステム構築が喫緊の課題でございます。

そのためには、第1にNPO過疎有償運送サービスにおいて60歳年齢制限、それから村民会員制限を取り払い、村に出入れする全ての人々の運送を可能にすることを目指しております。協会の定款は既に、この方向で改正いたしまして、県当局に届け出、既に承認されているところでございますが、村の地域公共交通会議では、まだ承認されておられません。

第2に、利用者の相乗り習慣を強化いたします。これが結果的に利用者の支出を制限し、相乗り方式ではNPO移送の方々は、村営有償よりも安くなる計

算になります。さらにCO₂削減にも寄与することになります。

第3に、村の支援で運転者の2種免許の取得者の数を増やす予定でございます。これは、まだ予算措置をしておりませんので、予算措置する場合にはよろしくご協力の程をお願いいたします。

第4に、人とモノの同時輸送を始めるということでございます。例えば、秋田市の市民市場に上小阿仁の農林産品の運ぶ時等々、人とモノを同時に運ぶということも考えていかなければなりません。その際に、村当局が開始時点で、イニシアティブを取ったとしても、将来は、移送サービスは民間任せ、村は支援に徹することが大切でございます。

かつて、アダム・スミスは、公と民との関係について、公と民のどちらかがより効率的かと考えるのではなく、公は、民ので出来ないことを行うということに限定すべきだと述べております。村は、アダム・スミスの言明を尊重して、民を支援するならば、より効率的に交通網の運用が促進されるものと推察しております。

5番目の地域おこし協力隊でございますが、人口減少や高齢化などの進行が著しい地方におきまして、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで、地位力の維持、強化を図っていることを目的とする取組みと目されております。これは総務省の導入部門の内容でございます。

具体的には、本村のごとき地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間、農林漁業の応援、水源保全、監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事しながら、当該地域への定住、定着を図って行くとするものでございます。

当村では、東北で最初に導入いたしましたことから注目され、中央紙や地方紙の注目の対象とされまして、多くの応募者に恵まれ、さらに県の人的支援を得ながら、応募者の選定を行うことが出来ました。来村以来1年数カ月が過ぎ、二人の協力隊員は、協力地である八木沢住民ばかりか、村の圧倒的多数の住民によって歓迎されております。

なお、協力隊員の受け入れ目的は、ご承知のように定住、定着ではございますが、その前提は、当事者自身が、定着、定住の経済的前提を自ら見出し、これを村が支援することであると理解しております。この前提が決められた3年以内に見出すことが可能であるか否か、これが重要でございます。村当局といたしましては、協力隊員の望む支援は可能な限り行うとしても、定住、定着は究極的には、協力隊員自身の決定事項であるということでございます。

結果は、どうであるのにしろ温かい目で見守りたいと考えております。

6番、村の財政でございます。村の財政状況は、平成17年度には62億円、私が就任した時点では約59億円の公債、つまり借金残高でございました。就任

以来、原則的には基金を取り崩さない。一時的な取り崩しがあったとしても、これは3,000万円を超えない。しかも、決算時にはゼロとすることを申し合わせ、しかも、可能な限り金利の高い借金から金利の低い借金を借り換え政策も続けて参りました。その結果、公債、つまり借金残高は、平成22年度約41億円見込み。平成23年度39.4億円見込み。平成24年度37.4億円見込み。平成25年度約36.5億円見込みとなることとさせていただきます。

これに対し、基金の方は、平成18年度15.7億円に対しまして、平成22年度は19.6億円見込みとなることとさせていただきます。引き続き厳格な財政運営を行う努力をして参る予定とさせていただきます。

7番、家族介護者への介護保険からの現金給付でございますが、これは、上限は10万円超でございます。あくまでも家庭内介護者を支援することを目的として20年度に開始された、全国初の試みであるこの制度は、多くの自治体の調査対象とされて参りましたが、残念ながらいまだに全国で、ただ唯一無二に留まっている状況でございます。その原因は、いわば厚生労働省の頑迷固陋にあると、私は考えておりますが、社会正義を実現し、しかも結果として介護保険への負担を軽減する制度として全国に広める価値があると考えております。

引き続き全国に発信を続ける所存でございます。

第8番、村営施設、つまり特養ホーム、学校、それから保育園給食への中国食材の購買禁止。この制度は、まずは村の政策に直接依存する人々の健康管理に配慮することを目的としております。国民の生命、財産、安全を守るべき国の至らざる部分を補完することも、しかし大切でございます。結果として地産、地消が強化されこととなりました。当面は、これを依然として続ける所存でございます。

9番、認定こども園でございますが、現在、国では、この認定こども園の実現に大変に苦勞している状況でございますが、我々は既に自治体レベルでこれを実現いたしました。保育園に預け入れ機能に幼稚園の学習機能を加えまして、小学校での精神的、心理的準備を行うものが認定こども園であると理解しております。既に研究会と実践レベルでは、小学校教師の方々、保育園の教師の方々に交流が開始されておりました、更に遊びの中に国語と英語の学習が行われるよう配慮がなされております。県ではなく、村が独自に採用している優秀なアメリカ人教師マッシューさんが頑張っって成果を上げました。その後4月からは、その後継者カニングハム・オーエンさんが引き受ける予定でございます。

本村では、保育園の保育士が同時に幼稚園教師の資格を持っておりますので、認定こども園にとりましては、得がたい存在であります。

子は宝でございますが、磨くことが必要で、既に保育園段階で磨き始めることが大切でございます。関係者のこれまでの努力を非常に評価、感謝すると同

時にさらなる努力を祈念するものであります。

さて、10番目のNET、ネイティブイングリッシュティチャーによる保育園、小中学校の一環英語教育であります。これまで文部省用語といたしましてALT、アシスタントランゲージティチャー。つまり、外国語助手として、主に英語を母国語とする若者が採用され、中学、高校で主に英語教師の助手として活躍しております。しかし、私の見ている限り、例えば中学校では、大卒で英語教師の資格を持っている外国人教師の自立性は極めて低く抑えられ、日本人教師の手足として、その程度の機能しか与えられていない印象でございました。これに対して、わが村では村採用の英語教師を全教育課程、認定こども園、小学校、中学校通じてALT、単なる語学助手ではなく、NET、英語母国語とする自立性を保った教師として扱うようお願いしている状況で、この成果が上がっているというふうに評価しております。

11番目の働きながらホームヘルパー2級資格については、既に報告したとおりでございますので、ぜひ、こういうこの制度は北秋田市が支援することによって5名、これが出来ることになって、既に取得しておりますが、村では全国初の制度として、ただいま、報告いたしましたように家庭内介護者に約10万円を限度として、介護保険の中から支援金を支出して参りました。現在6名でございますが、しかし、介護は特殊な技術のため訓練が不可欠でございます。従って、介護を余儀なくされる人々が可能な限りプロとして自らの家族を介護できるような制度が、この働きながらホームヘルパー2級資格の取得という、これの目的でございます。この制度はできる限り長く続けて参りたいと考えております。

なぜならば、弱老介護だけではなくて、現在、老老介護までになってきている状況でございますので、その点を留意しながら、やはりプロとしての介護を続けてもらいたいと考えている次第でございます。

12番目の米内沢病院の解散についての数字は、既にお話したとおりでございます。

また、パソコン講座につきましの目的は、これは3つございます。1つは、これは高齢者の方々が好奇心を持ち続け、情報社会に積極的に参加し、情報収集、情報発信を通じて現役意識を保って、健康を維持するということです。

第2は、ホームページを作成し、商売、場合によってはネット販売に結びつけること。第3に、村内のコミュニケーションを密にすることでございます。村民各位への積極的な受講を期待している次第でございます。

さて、最後に14番目の水道料金改定問題でございます。水道料金改定問題の解決に関しましては、村民の理解が不可欠でございます。今般の原則的な点について、限定してご説明申し上げます。

第1、村の現行統合水道の料金体系は、秋田県でも最も、私の考えでは不正な料金体系だと思います。つまり、基本料金10立方までが2,625円。これが秋田県で最高値であります。超過料金が、秋田県で最低、1立方につき53円で、経済弱者には、もっとも不利な料金体系でございます。

第2、この料金体系を改定して、基本料金5立方まで1,680円を、秋田県で平均的料金とし、超過料金1立方につき95円として、それでも秋田県では最低グループに所属する料金の体系でございます。

第3、この改定によって統合水道加入者の約70%の人々が、料金が安くなります。なお、残りの30%の人々の料金は多少上がりますが、その人達でも、秋田県の平均的料金よりは低く設定されております。

第4、統合水道の総収入は、改定後も大幅に変わるものではございません。その時、その時の天候状態によって、バリエーションはございますけれども、根本的に大幅に変わるものでもございません。ご参考までに、現行料金表、改定料金表、そして今回の料金改定においては適用されませんが、沖田面の料金表も併せて、全戸に配布する予定でございます。

老人世帯などに対する負担の軽減をできるだけ早く図るために、ぜひともご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武石善治） 只今、村長の方から行政報告の追加分があります。それに対する質問等、ご意見等とありましたらお願いしたいと思います。

6番 中田君。

6番（中田吉穂） 大分長くなった訳ですけれども、重複する追加分というふうには私は見受けられました。その中で、大事なことをまず2、3点、村長の方にお伺いしたいなと思っております。

まず、第1点目としては、追加分の光ファイバーの維持費の問題であります。4月から使用されると、供用される、そして、その維持管理費をどうするのか、これは、未だ議会にも提案をされておられませんし、どのような形で、一般会計から今回は多分出るような形になろうかと思っておりますけれども、こうした大きな問題をそのままにして、そして、村民の皆様の負担軽減が実現されるような、こういう文書、村民は、税金がこの村では大変少ないと、これは誰も思っております。実感しております。村から全額出されるということは、村民全員が負担していることになるのではないのでしょうか、と私は考えます。

また、そのIP電話の更新のための費用負担、これは機械でありますので、償却、故障といったものもおきてくると思っております。そうしたものに対しても全額村で負担するという話はしておりません。500円ほどの料金を年間いただきたいなど、そういうお話があったと記憶しておりますけれども、この点について

てお伺いしたいと思います。

それらか、聞いておりまして 19 ページの中ほどの移送サービスを、将来は民間に任せると、こういうふうな書き方になっておりますけれども、移送サービスというのは村の直営の事業なののでしょうか。ここはちょっと違うなど、もしかすれば記載の間違いなのか、それとも村長の認識の間違いなのか、ここを確認したい。

それから、もう 1 点は、最後のページの水道料金の問題ですけれども、村民にこうした料金設定の理解を求めるのであれば、沖田面だけではないはずなのですが、小沢田地区も料金設定がまちまちになっている。その点、村民に表すのであれば、全ての面を明らかにするべきではないのかな、こう考えますので、村長の答弁をお願いいたします。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 光ファイバーの維持費の問題であります。これが設置しようという時では、この維持費の問題はいろいろ N T T と交渉した段階で、なかなかこの維持費が出てこなかった経緯がございます。最終的に、これは武石課長補佐が説明した方がよろしいかと思っておりますけれども、1,280 万円程度のことになりますので、今、皆様に説明したように、大体月に 100 万円ぐらいは掛かるのではないかというような、そういう数字が出て参りました。

その数字に基づいて、皆様にご説明申し上げた訳でございますが、維持費が確定した時点で、これがどういうふうに捻出されるべきかということ、ただいま検討中でございます。最初の内は、その維持費をどういうふうに捻出するかということは、大体において村民の方々から 1,000 円ぐらい出していただければ、これを維持費の相殺関係が出来るのではないかとふんでおりましたけれど、もともとこの光ファイバーというのが、選択的に住民の一部に設置するのではなく、やはり本来の目的であるならば、これを全戸に設置することが前提でございます。

災害救助、災害通報、そのほか見守り全部を含めまして、全員が入らなければ、これはなかなか有効性がないのではないかと。ところが、規定上は、当事者の各戸主の承諾が必要でございます。承諾のために 500 円なり、1,000 円なり取るから、どうぞやってくださいといっても、現在、ただでも設置させない人が 2、3 人おります。ようやくこれで当初の目的を達するような形で実現できる運びになりましたけれども、これが 1,000 円よこせとか、500 円よこせということになると、なかなか実現が不可能になります。

そこのところを勘案して、そういう意味では、それでは徴収しないで、別の方で何とかお金を捻出してやろうというふうな目論見でございます。その一部

として企業の方々には、設置料はただでございませけれども、維持費として2,000円頂くとということにしております。これは既に交渉しているはずでございませ。それだけでも十分ではございませ。その他に、私どもが考えていることは、この光ファイバーを中心としたところで、ホームページを作って、そして、でき得る限り、この報告宣伝の方式を取りたいということ、それで大体100万円ぐらい年収が入るのではないかとこのふうにならなしております。

それでも、1,200数十万円であるとするならば、全部合わせても200万円程度の出費でございませ。これに加えて、それぞれの個人が24時間電話してもただであるということからいたしまして、でき得る限り既存の村内同士で電話かけ合う時には、既存のNTTの電話を利用せず、新しく新設されたテレビ電話を利用していただきたい。それを利用すれば少なくとも村内だけはただでございませ。

これがどれぐらいのコストパフォーマンスになるか、これは1年や2年、これでアンケートをとって見ないと結果は出なせん。それだけではなく村が、今度は役場が外に村内に掛ける場合も、既存のNTTではなく、新しく設置された光ファイバーを利用して掛けると、これがどの程度のコストパフォーマンスが出来るか、これも1年、2年かけて調べないとわからない状況であります。いずれにせよ、1,200万円のうち300万円程度が捻出されることになりませし、そういうことで、このテレビ電話を非常に重宝して、でき得る限り将来が、この村内のコミュニケーションが円滑に行って、見守りが出来るような、そういうことが可能であれば、それ事体が相当プラス要因となつて、費用対効果の問題からいきましても十分に承服することが出来るのではないかと考えておりますが、引き続きこの費用の捻出については考えて、そして捻出して参りたいとこの考えている次第でございませ。

第2番目のご質問でございませが、これは直営、村の直営では、もちろんございませが、村が補助をもらつて直営することも可能でませし、また、同時に民間の機関に委託することは可能でございませ。そういうようなことは十分可能でございませるので、方向としては、いちいちこういうことに村があるいは村の職員が比較的村内では高給を取つておりますので、こういうことに利用するのではなくて、積極的に民間がこういう色々イニシアティブを以て、この村が最初は公設、そして民営という方向で行くのが、私は理想的な形態ではなからうかとこの考えている次第でございませ。

第3番目の水道料金につきては、私は、現行料金表、改定後の料金表、それから沖田面の料金体系表、これを全村に配布すると申し上げましたけれども、1月の広報を配布した時点で、小沢田の料金が3通りあることを表示いたしましたまして、全戸に配布したことがございませ。特別の要望があるとすれば、

これも追加して配ることはやぶさかではございませんが、しかし、もう既に2月に配布して、小沢田は3つの料金体系があるということを、私共は皆さんに公示した次第でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 6番 中田君。

○6番（中田吉穂） 1点目の維持管理の費用の問題ですけれども、これは、未だ村の方では考え中と、思案中というふうなお言葉のように受けました。また、事業者において、料金2,000円というふうなお話もあった訳ですけれども、案内の文書を見ますと決定されてはならないというふうな文面であったと、私は記憶しております。要するに、企業につけても、その料金さえも決定されておらないと、ましてや、議会でもその料金設定を審議した覚えもありません。どうして、そういうふうに企業はどんどん進んでいるのに、決定事項もしていないことを、堂々とかういうふにおっしゃられるのかなと不思議でならない訳であります。

これは、考え方の違いと言われれば、それはそれとして承りますけれども、こうした維持管理費の問題は当初から村民の間でも、どうするのかと、議会の方ではどうなっているのか、こういうふうに問われて来ました。設置は補助金で出来ますよと、これに対しては反対は出来ませんよと、これだけの6億円近い事業費を国で殆ど補助金として出してくれる。これは有り難いことだ。しかし、維持管理費は、ではどうするのか、この一番大切な問題を議論もしないで進んできている。そしてまた、これから何年後には機械の更新もあるはずです。その更新の費用も、ではどうするのか。やはり行政として、そうした住民の不安、こういった面にはきちんとやっぱり答えていかなければならない、そういう議論があると思います。その事をきちんとした形で村民に提示すること、こうした村政の報告、村長の口からきちんとした報告を行うべきである、私は、こう考えております。

行政報告の中で、別に考えるとしても、こういう言い方はおかしくないのかな、こう思ったのでお聞きいたしました。

それから、2点目の移送サービスは、もともと民間ですよ。これは村でやっている訳ではありません。ですから、このことについては村長の記載間違いかなと思った訳で、ご質問した訳ですので、その点だけです。

それから、3点目に対しては、同じものを審議する場合、1月の広報に上げたからそれはいいんだというのではおかしいかと、やっぱり村民が一つの対象として、全部を見て判断をくだしていくというふうな形を、私は取って欲しいなと思いましたので申し上げました。当局が1月に広報に載せたからいいという考えはちょっとおかしくないかなと、そう思いましたので、再度答弁、もし

ありましたらお願いします。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 維持管理費の問題につきましては、詳しくは総務課長に答えさせることにいたします。しかし、この維持管理費の問題非常に重要であることはご承知のとおりでございます。1,200 数十万円ぐらいの維持管理費、これについて捻出方法、只今検討中で、また同時に企業へのお願いする部分に関しましても2,000 円ぐらいがいいのではないかと、今考えている部分でございますので、これは速急に解決して皆様に議会の協議を得て決定したいと考えております。この詳しいことについては、総務課長に行わせることにいたします。

民間委託、これは村が設置した公営交通のものを、これを委託して公設民営で行うということでありまして、過疎有償を別に民営化する、最初からこれは民営ですから、それを行うということではございません。誤解のないようお願いいたします。

3 番目に関しましての水道料金、この問題に関しましては、皆さんがあらゆる意味でご理解ができるような形で表示することは当然でございますので、これは行っていく予定でございます。

小沢田に関しましては、今、申し上げましたように1月に既に表示して、皆様のご理解を得たことと理解しておりますので、しかし、全ての問題は小沢田と沖田面が統合水道に加入すれば、この料金の差、そういうものは解決いたします。しかし、そこに至るまで、現在統合水道がより公正な制度にすること事実は、これは2つの全く異なった次元の問題でありまして、統合するまでは今のままで行くということは、全くこれは正当化されないのでございます。

以上でございます。

○（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 光ファイバーの維持管理の部分ですけれども、まず、当初全協等で1,500 万円以内の保守管理は掛かるだろうということで、ご説明はして来ております。その中で、新年度の予算に維持管理費用としまして、電柱の使用料合わせまして1,389 万円ほどの予算を計上しております。併せて議案としてその情報通信基盤の設置と管理の条例の中で、使用料等を謳っておりますので、その中にご審議していただければと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

それからIRUのからみで収入の方に160 万円ほど予算は計上になっております。

○議長（武石善治） 他にございませんか。行政報告に対して、3番 長井君。

○3番（長井直人） 6番議員と若干類似する点もあるのですが、ご質問をさせていただきます。

まず、光ファイバーの件に関しまして、これは当然、総務課長からご説明いただきましたが、新年度の予算で1,389万円上げられているということで、村長、新年度予算の審査されたのですね。維持管理費で維持費としてまず千数百万円、約月100万円以上掛かるということで、概算では出されておりますが、その資金の捻出方法については、別に考えるということで村長が記載されております。予算を上げる段階で、その捻出方法を考えて提示された訳ではないのですか。

それと、それに関しても只今、検討中ということでご報告ありましたが、検討中のものを予算として上げられたのかどうか。そういったところも併せてご説明いただきたいと思います。

また、この光ファイバーに関しては、当初、いろいろ異論もあった訳でありまして、私の思うところ、また、当時、小林議員からも指摘もあったのですが、これは情報通信網の整備というのは国策であるということで、村がどうこうしなくても、早い遅いの差はあっても国の方で情報通信網整備をする。また、国の方で事業者を通じて情報整備を推進するというような形で認識をしておりました。補助金を使って自治体に、こういった事業をさせて維持費を自治体に負担させるというような、まあ、エサにぶら下がってしまったような結果になったのではないのかなというふうに懸念する訳ではありますが、やはり、その年度当初に職員に向かって、その予算の捻出方法を、また、この端末の有効な利用方法を考えてくださいというような挨拶もされていますが、本来であれば事業を計画する段階で、こういったものを検討していかなければならない、検討しておかなければならないことではないのかなというふうに思いますので、どうも、進み具合がおかしいのではないのかなというふうに思いますので、改めてご指摘申し上げます。

また、もう一つ関連ですが、水道料金問題について、12月定例会で、当局では説明不足の点があるということで取り下げられております。その後、議会には一切説明をなされておられません。今回の提案の中で、どこがどう変わって再提案されたのか、そういったところを、再度ご説明願いたいと思います。また、行政報告の中にも提案としてあります。沖田面地区を除くということで、前回と変わらぬ提案内容になっております。そのところも、本当にそのままでもいいのかどうかお伺いしたいと思います。

またもう1点、改めて質問させていただきますが、地域おこし協力隊の件に関してご質問申し上げます。確かに、該当の2人は一生懸命頑張っていたいております。東北で最初の導入ということで、2人にもかなりのプレッシャー

がかかっておりまして、その後、県内でもいくつかの所で協力隊が参入しております。そういった中で、当村では具体的なそういった行動を明言しないで広く活動していただくことで推進して参りました。そういった付けが、逆に協力隊に及んで来ております。というのは、他の所ではある程度限定した形で、そういった協力体制を採ってもらうことを目的にしております。そういうことは、それに携われば、ある程度の成果がそこで得られるということで、協力隊の会議に行っても、では、上小阿仁の協力隊はどういった成果を上げているのですかととなると答えに困る。ただ村の中ではかなりの成果を上げております。また、その活動は彼らの範囲以外のことまで携わってくれていると認識しております。

そういった中で、ちょっと前ですが、某マスコミの報道で酷評とまでは申しませんが、その政治を目的とするこの協力隊に関する厳しい指摘がなされておりました。これに関しては、彼らも当然悩むところでありまして、本来の目的も当然面接の時にも確認しておりますし、今現在もそうやってそう言われておりますので、かなり苦慮しているところではございます。

ただし、これは採用当時もお伺いしましたが、該当の1人に関しては、採用の時に、既に任期を終わった段階で大学に復学するという事で明言しておられたようです。これに関しても、メディアの方で深く追求していた訳ではありますが、これは採用する時の村長に責任があるのではないかというふうに思います。

それによって、その方の将来が変わるようなことがあれば、またそれもどうなのかなというふうに思われます。ただ、こればかりは本人が決めることですので、これをどうこう言うことは出来ない訳ではありますが、やはり、そういったことを分かった上で採用したがためには、当局でも、それなりの配慮をして、協力隊が仕事を活動しやすいような状況づくりをしていかなければならないのではないのかなというふうに思います。言葉では、結果はどうなるにしろ温かい目で見守りたいということで言われておりますが、それこそマスコミ、メディアから注目されているがために、やはり、報道の自由ということで彼らに報道をどうこう左右出来るような、当然経験もなければ実績もない訳でありますので、村長のようにうまくメディアを誘導して、自身の思うように出来ればいいのでしょけれども、そういった点で行き過ぎたことを言ってしまうたり、必要以上に話過ぎたり、そういったところにメディアが追求する、ささってくるというようなことが、多々見受けられます。そういったところをホローしてやるのが当局の、または担当の務めではないのかなというふうに思いますので、そういった配慮もしてしっかりと、まだ残り1年間あると思いますので、せっかく頑張っていたいただいているお二人ですので、村の方でもしっかりとホローしてあげていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願

いします。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 光ファイバーについては、これは水掛け論になる危険性がありますけれども、私共はその維持費事体は、年々計上して、それで皆様に議決をお願いしている訳でございます。ただし、私の意識としては、ただ一般予算の中で決定していくのではなくて、こういう価値のあるものだったら、その価値のあるものを利用しながら、そのものから付加価値を出して収入として、そういうことをやっていきたいということでありまして、なにも無計画にやっている訳ではございません。

次の年の予算は、今、提出して条例まで作ってやっている訳ですから、これをやる限りにおいては維持されていることは当然であります。これは何年も前から全ての村長が現在までやって来ておることでもあります。ただ、そういうものを逆手にとって金を稼ぎたいということ事態は、当然、どの村長も考えるべきことでもあります。今、準備ないから何も導入する必要があるかという議論にはなりません。ですから、そういう点に関しましては、私はプラスアルファ志向でやりたいということがございますから、プラスアルファ志向で捻出することを皆で考えようではないか、そののどこが悪いのですか。

予算はちゃんと計上してあります。そういうことをご理解いただければと私は考えております。

水道問題につきましての説明につきましては、これは繰り返す必要はなからうかと思えます。

協力隊に関して、確かに私共は東北の尖兵的役割で、ファーストランナーでありますから経験が乏しい。そういう点からいきまして、色々のことの準備はいたしましたけれども、暗中模索の状態で行ってきている状況でございます。そして、今申し上げたように最初から仕事が終わったら大学に帰るといふ、そういう採用時点では、本人は言っていないはずであります。

どこの大学のどこに入っているかということは言うておりました。それだけであります。しかし、私共にとっては、これがここでやっている間に色々な可能性が出て来て、そして場合によっては定着、定住するのではないかというような形での期待感があったことは当然であります。しかしながら、最初から彼らの行動を規制するつもりは毛頭ない訳でありまして、結果として帰ることになれば、それだけであっても、この村で3年間を過ごした、それが彼らの当事者にとっての非常に大きな財産になるのではないかということは申したはずであります。それを、一部のマスコミが非常に厳しい指摘をしていると、それで本人がそれを負担に思っていると、私がマスコミの操作は十分に出来るのと違

って、本人はそれが出来ないから可愛そうだというようなことかもしれませんがけれども、私は、マスコミ操作する能力なんかございません。マスコミは自立的存在であります。自分達のいいような意識で、自分達のいいように書く訳であります。私は、それに十分なる資料を提供していると自負しておりますけれども、操作するなんて、そういうおこがましいことなんか考えておりません。

以上でございます。

○議長（武石善治） 3番、長井君。

○3番（長井直人） これは言ってもなかなかしょうがないのでしょうかけれども、まあ、言わせていただきます。光ファイバーの件に関しては、遅すぎるということで申し上げております。これは計画段階、未だ取り組む前から、それぞれ、各議員からも指摘をされております。内容の整備をするべきだと、どういったことで使うのかということで、再三、質問も受けているはずであります。しかしながら、当初はあれも出来る、これも出来るということで話をしていましたが、蓋を開けていざ実施をしてみれば、最低限のところしか出来ないと、そうであれば、決めるまでの間にもっと熟慮することが出来たのではないかとということで申し上げます。

それを、年始の挨拶、または、行政報告でこういった村長の言葉として出るのはどうかということで、あえて申し上げます。また、予算化して出しているものであれば、その捻出方法を考え中とか、検討中という言葉は出て来ないはずであります。今年是一般会計から出していただきたい、しかしながら、来年度以降は、その捻出方法について今、検討中であるというような発言であればまだしも、予算を提案している村長が、そういったことではよろしくないのではないのかなということで指摘させていただきました。

また、水道料金に関しては、質問に答えられておりません。12月の提案内容とどこがどう違うのですかということでご質問申し上げました。違わないのであれば、全く変わりありませんで結構です。そういうことで伺ったまでの話であります。

応援隊の話に関しては、村長のメディア操作ということではないですので、応援隊がせっかく村のために活動してくれていると、そういった活動をより活かすような村の配慮をお願いしたいということで、お願い申し上げただけでありますので、できる限りご配慮いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

1、3に関しては問題ないです。何もなければそれでいいのですが、2番の水道に関しては、変わらないのであれば変わらないとお答えいただきたいのですが。それは当然義務があると思います。

○議長（武石善治） はい、村長。

(小林宏農村長 登壇)

○村長(小林宏農) 条例のご提案をしている訳でございますから、それ以上でも、それ以下でもございません。

以上です。

○議長(武石善治) 他にございませんか。追加行政報告に対する質疑を終結いたします。

これで行政報告を終わります。

○議長(武石善治) 暫時休憩します。

11時36分

11時37分

○議長(武石善治) 再開いたします。

日程第4 一般質問

○議長(武石善治) 日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。3番 長井直人君。

(3番 長井直人議員 一般質問席登壇)

○3番(長井直人) それでは、早速ですが入らせていただきたいと思います。

4月に選挙を控えたこの新年度予算定例会、無風状態の村長選の中で、50年後の日本のモデルを目指すと意気込む小林村政の具体的な行政施策、重要施策が未だ不透明というのも、いささか残念に感じているのは私だけでしょうか。今回は、そういったところにも少し踏み込んで質問できればということで、あえて質問させていただきます。

一つ目は、スロートゥーリズムと村の観光開発について伺います。

まずは今期、北秋田地域振興局と商工会と村の3者で進めてきたスロートゥーリズム推進事業の進捗についてお知らせ願いたいと思います。

当初計画とも、スロートゥーリズムの推進とも大きくずれてきているように思うのですが、どうなのでしょう。産業振興、特産化の推進にシフトしたようにも思われますが、それを批判するものではありません。どちらも村へ人を呼び込み、村をPRするものですので必要不可欠であります。どちらも重点的に取り組むべき施策と考えるからこそ申し上げます。

今年度、北秋田地域振興局がイニシアチブを以て取り組んだ上小阿仁村でのツアー事業がありました。本来であれば、こういったツアー事業を多様にプランニングし提案して、振興局、県や国に協力ないしは助成を求めていくのがあるべき姿であり、スロートゥーリズム事業に繋がっていくと思うのですが、いか

がでしょうか。

こうしたスロートーリズム事業推進は、ここ1、2年で多様化し多くの自治体で取り組んでいるため、上小阿仁村の特性を生かしたプランが必要です。村長は、その辺をどう捉えていらっしゃるでしょうか。また、こうした点を踏まえて、村の構想上のスロートーリズム事業の完成形はどういったものなのかお知らせ願いたいと思います。

関連して、スロートーリズムの目玉となりうる要素、観光地、イベントなどで村へ人を呼び込むためのトータル的な観光開発について、村長は、どう考えているのか。また、どう進めていくのかお知らせ願います。

ここで、これらの事業を進めていく上で、もっとも重要な点をお伺いいたします。現状で村がまたは村長が、観光地、観光要素、観光イベント、観光行事となりうるものとして、捉えているものは何でしょうか。お答え願います。

最後に、今後観光開発事業として整備または手を加えて取り組んでいく場所、イベント、行事等がありますか。検討しているところはありますか。また、その内容、構想は考えていらっしゃるでしょうか。

以上の点について、これまでの取り組みと新年度、また新任期の構想を踏まえてお答えいただければありがたいと思います。よろしく願います。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 確かに、我が村は少子高齢化が秋田県で一番進んでいるところです。ご存知のように高齢化は45.6%、或いはそれ以上になっている可能性は高い訳でございます。秋田県で一番高齢化が進んでいるところ、これは同時に50年後の日本全体を、いわば象徴している存在でありますから、これを逆手にとって50年後の日本という、そして50年後の閑村をどういうふうイメージして、これを活性化していくか。これは非常に重要な問題でございます。これまでいろいろな施策をやって参りましたが、具体化が見えないとおっしゃれば、それはそのことに対しては、おそらく色々な意見があるとも思います。

いずれにせよ、そのスロートーリズム、観光的要素をどういうふうにかというところでございますが、私共と協力して手を携えてやっている相手というのは、北秋田振興局であります。この協力関係を維持するスロートーリズムにつきましても、県の指導もあり、また、こちらの要望もあり、その擦り合わせを行って、結局、原則は秋田スギを活用した新たな体験、滞在型の観光創出と持続可能な森林資源の利活用を検討して、地域観光の推進を図るためのビジョンを作成する。そのために昨年度は、上小阿仁村秋田スギ活用構想検討委員会というものを立ち上げました。議員の方々の何方か、これに参加していら

っしゃることだと拝察しております。

より効率的、具体化するために、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業というものを利用いたしまして、商工会に業務委託をいたしました。そして、同時に日本総合研究所の金子和夫先生を講師に呼びまして、この方は非常に頻繁に上小阿仁を訪問していただきまして、上小阿仁むらおこしホーラムを3回開催し、ワークショップによる住民の意見やアンケート調査などの集約を行いました。

これに議員の方がどの程度参加しているか、ご自分がお分かりのことと思います。その結果、地域資源を山野草、道の駅に絞り込んだ訳でございます。

産業と観光の拠点基地を道に駅にいたしまして、併せて農産加工品の開発と販売PRのための実施計画が作成され、実施に移すことに決まった訳でございます。これは今、始まったばかりでございます。

平成22年度は、道の駅が事業主体になりまして、食用ほおずきとコハゼを原材料にして、あきた農商工応援ファンド事業助成金をもらいました。新たな特産品を開発し、地域素材の付加価値を高め、原材料の栽培面積を拡大すると共に現在の道の駅の見直しを行い、行ってみたい、食べてみたい、体験したい、贈りたい、取り寄せたいなどのポイントを具体的に構築し、魅力のある道の駅とすることを、現在、進行中でございます。

道の駅のリニューアルにつきましては、きめ細かな交付金事業を利用いたしまして、1月の臨時議会で議決をいただいております、道の駅活性化プロジェクトチームの中で検討していただいております。

ツアー企画につきましては、体験ツアー、体験・見学ツアー、観光ツアー、農業オーナー、イベントプラス体験ツアー、スポーツ体験、学生向け合宿利用等のモデルパッケージを検討していただいております。何分にも、我が村においての施設事体は、施設非常にありますけれども、こういうものに合う施設に、いわば改定して行くこと事体も、いわば非常にコストの必要なことで、この時点についても現在進行中でございます。

ツアー企画状況を把握することもございまして、県の補助により、JTBを通じて秋田市から30名のモニターツアーを募集し、天然秋田杉、野外生産試作センター、ここでの野菜の収穫体験、モデル住宅の見学、道の駅での昼食と買い物、上ノ岱フュッテでの山野草の鉢植え体験、テータムとアンケート調査などを実施いたしております。

緊急雇用創出臨時対策基金事業における農産加工品生産事業を道の駅に委託いたしまして、農産加工品の開発を株式会社クリエイティブ・ワイズの三宅曜子先生の指導のもと、指定管理をしていただいている農産加工施設で試作して、他市町村でのイベントなどでも、その反応を確認している最中でございます。

新年度におきましては、最終年度の3年目となるふるさと雇用再生臨時対策

基金によるスローツーリズム推進事業について、主体となる、かみこあに観光物産株式会社に委託いたしまして、山野草展示会、万灯火、山菜まつり、きのこまつりなどのイベントや体験ツアーなどの試験開催により、村への集客を図る企画を作成しております。

緊急雇用創出臨時対策基金による農産加工品開発事業につきましても、今年度で開発品目を絞り込み、平成 24 年度から会社独自による生産販売に繋げていきたいと考えております。

村の地域資源を活用し、農産加工品の原材料の栽培を拡大しながら、集客を目指し村民が利用しやすい道の駅を拠点基地にして商工業に経済効果が発揮出来ることを目指して参りますので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 3 番 長井君。

○3 番（長井直人） 今回は大方質問にお答えいただいたようで、有り難うございます。将来構想も踏まえてお話いただきました。それを踏まえて再度ご質問申し上げますが、上小阿仁村でホームページを 22 年度リニューアルしている訳であります。ホームページを覗いて見ると、上小阿仁村の観光スポットということで上げられているのが萩形キャンプ場、釣り情報、山村広場、山ふじ温泉、道の駅かみこあに、これにコアニちどり天然秋田杉の里ということで、ちょっとした説明書きと写真が、それぞれ各一枚ずつ載っているような形で飾られている訳ではありますが、他の自治体のホームページを見てみれば、こういった観光スポットというのは、もっと自治体の活動も含めて広く紹介されております。如何にそういった活動が、我が村で少なくなったのかということが、これだけでもよく分かるのではないのかなというふうに思います。

当初予定していたスローツーリズムの推進事体も、たまたま県の方が、そういった企画を持って来て、秋田から 30 名いらっしゃったということで、その内容も効果の程も伺っております。こういった事が、本来であれば村独自で計画して、県や国の方に協力してもらう形で提案できれば、非常にいいのではないのかなというふうに思いますので、せっかくの経験をいかして、新年度、出来るだけ取り組んでいただければなというふうに思います。

また、そういった中で村としても、色々そういった団体を作りながら対応してこられたということでご説明をいただきました。しかしながら、商工会を通じて道の駅と金子先生と取り組んでいらっしゃることに関しては、山野草をどこまでスローツーリズムまたは村の売りとして活かすことが出来るかということにあらうかというふうに思います。

特産化については、徐々に計画を進めているようでありますが、こういったものも村長おっしゃるとおり、会社として村で生産出来るようになれば、これ

はなおいいことではないのかなというふうに思いますので、なるべくそういった組織を旨く使いながら、早期に実現できるように努力していただければなというふうに思います。

また、山野草に関しては、これまで山野草展が開催され、多くの方が来村され賑わっております。そういった方々を山野草展のみならず、村の他のところに足を運んでもらうような方法はないものか。また、それを利用して村に滞在して、ある程度長い期間、その山野草の育てている様子等を聞きながら、また寄せ植え体験をしながら定住してもらえようようなスロートゥリズムとしての、本来のそういった形のツアー等を提案できればもっといいのではないのかなというふうに思うところでありますので、やはりそういったところもどんどん深く深く追求して精査していただきたいなというふうに思います。

外からは、そういった意味で村の観光開発について、現在考えられるものとして山野草展、万灯火、キノコまつりということで上げられました。これだけでしょうか。そういった意味を踏まえて再度お話をさせていただきます。

観光開発については、前にも一般質問で触れさせていただきました。村長からは検討していくと答えがありました。その後の動き、会議録を見ても、その形跡はありませんでした。その時には南沢の不老の滝と大内沢の自然観察林周辺を上げさせていただきましたが、村には、まだまだ注目すべきところがあります。特筆すべきとまではいかないまでも、豊かで恵まれた自然があります。古くから伝わる伝統芸能や伝統行事があります。こうしたものをスロートゥリズムに生かしていくことが大事であると考えます。

スロートゥリズムの推進のために、村に、村長にまた当局に村のあらゆる可能性を伸ばそうという気持ちがあるならば、まずは村に足りない宿泊施設を充実しなければなりません。そもそもスロートゥリズムとは、ゆっくり、じっくり回遊する旅行ですので、ここのところをほったらかしにしたのでは、推進のすの字もありません。

ここで提案するのは農林業家の民宿の開業促進です。スロータウンの特区を申請したり、県または村で独自の低人数の宿泊ができるよう民宿開業に係わる法令、旅館業法、食品衛生法、建築基準法、消防法の規定緩和措置等の法令を整備する方法があります。既に国では全国的な規制緩和を行っております。これを使うと現在住んでいる持ち家に空き部屋があれば、殆ど経費を掛けずに開業できます。村の情報を広く収集し、経営スタイルや施設のスタイルを検討し、経営計画や体験プログラム、体験メニュー等を検討しながら、村を生かした経営をプランニングします。多様な民家で村の生活を体験して、体感して楽しみ喜んでもらってこそ、スロートゥリズムと言えるのではないのでしょうか。可能性としては、農業体験、養鶏体験、林業体験、中長期の林業指導、登山、太平

山、姫ヶ岳等のトレッキング、森林浴、キャンプ、釣り、そば打ち体験、山野草の寄せ植え体験、炭作り体験、伝統文化、伝統行事体験、田舎の学校交流事業、ふるさと体験ツアー等、メニューは豊富にあります。

観光地、観光イベントとしては、こぶ杉周辺の自然観察林をはじめ、不老の滝、姫が岳周辺、水芭蕉の群有地、山菜、キノコ等を利用した菜園やツアー化、ふるさとフェスティバル、万灯火イベントの充実、桜祭り、小阿仁川まつり、紅葉祭、雪祭り等の季節ごとの定期的なイベントの確立。これは村で全てやれとは言いません。道の駅の感謝祭、集落の伝統行事、友倉神社のはだが参り等、村で取り組むべきところ。また、そうでないところ、そうでないところに村がどうかかわっていくかが大事であります。

村民皆でどうしていくのか、考えることが大事であると思います。何よりも行政の考え方、係わり方が重要で、その方向性を決めるのが、村長の役目ではないでしょうか。そうした中から、村のスローツーリズムに生かせるものや観光開発できるものを見極めて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

(「答弁がなければ」の声)

○(武石善治) 3番 長井君。

○3番(長井直人) これに関しては、議論をどうこうしても、なかなか受け入れられないところもあろうかと思しますので、まあ、こういった意見もあるということで聞いていただいて生かしていただければ、村長が生かさないまでも担当課長のところで生かして進めていただければというふうに思います。

また、古来城下のまつりごとは殿様の役目であります。この充実こそが繁栄の証であり、村の財政ばかりではなく、村の現状を細部にまで目を配り、耳を傾けて、出航していただきたいと思います。知ろうとしないのか、聞こうとしないのか、村長には未だ見えていない上小阿仁村があるように思うのは、私だけでしょうか。

2期目、再任されたときには、庁舎を出て、一路東京ではなく、村内を巡り、人と対面として触れ合う機会を持つことをお願いして、1つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

これで、1つ目で切ってください。お願いします。

○議長(武石善治) 村長、答弁ありますか。

皆さんにお諮りします。3番 長井君の質問中ではありますが、お昼でありますので、暫時休憩をしてお昼にしたいと思います。

午後からは1時15分から本会議を開きますので、よろしく願いたいと思います。

12時02分 休憩

13時17分 再開

○議長（武石善治） 午前中に引き続き会議を再開します。

○議長（武石善治） 副村長がのっぴきならない急用で来客が来ているようですので、ちょっと遅れるそうです。それと、教育長が、大館北秋田教育長面接が鷹巣であるということで欠席しておりますのでお願いしたいと思います。

それでは3番 長井君。

（3番 長井直人議員 一般質問席登壇）

○3番（長井直人） それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、村長ご自身が新年度一番に取り組みたいと考えている少子高齢化対策の新規事業についてお伺いいたします。

これまでの取り組みに関しては、村長の行政報告の中にも出ておりますが、その中でも、やはり目玉と言えば少子化対策においては子宝祝い金の増額。高齢化対策では、日本初の在宅介護支援給付制度といったところでしょうか。残念ながら、私はどちらにも異論を唱えて参りましたが、単に反対していた訳ではなく、反論、代案、内容の充実等、どれも聞き入れられることはありませんでしたが、他にも幾つか該当するような施策はありますが、村民が、今現在、本当に必要とする対策だったのかどうか。効果的なものだったのかどうか。どうでしょう、村長。果たして、高齢化のモデル村と言える程のものだったのでしょうか。今一度お考えいただきと思います。

これは誤解しないでいただきたいのですが、批判ではなく、思い起こしていただきたいということでもあります。

今回は簡潔に本題に入らせていただきます。県内でも少子化高齢化がもっとも進んでいる我が村において、村長就任後4年間を経て、年を追う毎に変わって行くこの村の現状をどう捉えていらしゃいますか。それを基に新年度村長就任後、少子化対策、高齢化対策の重点施策として考えている、真っ先に、1番先に取り組みたい施策を、少子化対策、高齢化対策、それぞれ1つずつ上げていただき、具体的に教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（武石善治） はい、村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 我が国における少子高齢化というのは、長寿社会の到来と共に、核家族の増加、結婚しない若者の増加、子供を多く生むことを回避する傾向、こういう一般的な、いわば先進自由主義社会の特徴ある傾向が増しております、人口の一極集中がこれに拍車をかけ、全国的に様々な問題を抱え

ておるのが現状でございます。

とりわけ、本村におきましては急速な、いわば変化でございます。人口減少でございます。この対策に関する最も有効なものは、地域経済の活性化と雇用の創出であることは一般的に認められていることでありまして、様々な面について調査、検討をいたしておりますが、実績を上げるに未だ至らざる状況でございます。

ただ、子供を生んで育てやすい環境をつくり、こういうことについては積極的に進めてはおります。他に先駆けた認定こども園の設置、NET、いわばネイティブ イングルシュ ティチャー、こういう人達による英語教育などの教育環境の充実、妊婦検診 14 回、歯科検診 1 回の全額の助成、子宝祝い金の、いわば日本有数の、或いは一番かもしれませんけれども、出産の助長、それからチャイルドシート購入に関する助成、他に先駆けたヒブワクチンを初めとする各種予防接種の無料化、小、中、高校入学祝い金などによる経済的具体的な支援、赤ちゃんふれあい体験学習、毎月のこども園開放と入園児の交流会開催、放課後児童クラブの充実などによる子育て環境を支援して、子供を生み育てやすい環境整備に努めて参った状況でございます。

これが少子化対策でございます。

次に、高齢化モデル村としての取り組みとのご質問でございますが、ご承知のとおり我が村の高齢化は、国の 2050 年推計を既に超えており、迎える高齢化社会を写しうる状態になっております。明るく元気な高齢者の村づくり実現のためには、心身共に健康であることが第一であり、互いに支え合い、これを支援する体制づくりも、極めて重要であると考えております。

私は就任以来、一環として要介護者をつくらないことを最大のテーマであると、つまり臨床より予防ということにして、介護予防政策に力を注いで参りました。具体的には保健センターの機能を可能な限り充実し、センターにおける事業はもとより、地域巡回や老人世帯訪問などによって、健康相談や保健活動を行うと共に、この状況把握に努めております。これに現在、光ファイバー導入と同時に、いわば導入されました I P 端末を如何にこの健康維持のために使うかと、これが只今具体的な懸案として、いわば検討対象となっている訳でございます。

また、介護予防対策といたしましては、月曜会、火曜クラブ、介護予防を実施する他、各集落における心の健康づくり事業、体育協会のご協力によるスマイルクラブ、社会福祉協議会に委託するいきいきサロンなど、具体的に実施することと共に老人クラブ活動の助長、促進、施設の開放による体力づくり、仲間づくりの奨励などにより、健康意識の啓発に努めて参りました。

これにまた、どのような形で I P 端末を組み込むことが出来るか、将来の懸

案事項でもございます。

このような施策の実行により、要介護者への移行を極力抑えることは可能でございますが、今後の人口推移を予測すると介護需要は、結局、益々増大するものと思われまます。

この対策といたしまして、全国初の家庭内介護に対する手当での支給、特別養護老人ホームユニット型を回避する政策提言を行うなど、これは、県には強力に提言を私共は行っておりますが、地域の充実、実情を強く訴えて、誰もが介護を受けられる状況づくりに努めて参りました。このためには、もうすでに成立してから30数年経ち、いわば杉風荘事体の建て替え問題が、遠からず起きる場合に、どのような形での援助を県に要請するのか。県が、いわばユニット方式以外には補助は出さないというふうに、原則、そういう宣言をしておりますけれども、交渉により、実は県の側が折れて来まして、何とか上小阿仁村の要望を充足したいというところまで、今、来ている状況でございます。

私共のような平均的に所得の少ない村におきましては、ユニット型に特定化するような建物を、もし実現した場合には、現在、入っている人達の3分の2は、いわばこの施設から出なければならぬ状況に陥る危険性がある訳でございます。その点を随時訴えまして、国にも訴え、また県にも訴え、そういうようなことにならないような方向で、いわば必要な建て替えも、場合によっては、或いは拡大も行って参りたいと考えている次第でございます。

また、東北発の地域おこし協力隊の受け入れも、迎える高齢化社会のモデルとなりうるかどうか、私は、これはやりようによっては大いにある得るものであると考えて、この制度は3年が終わっても可能であれば、これは様々な方式で以て継続して参りたいと考えている次第でございます。

次の任期で、一番先に取り組みたいことはというご質問に関しましては、もとより村民の支持が得られることが前提ではございますが、一番のやるべきことは所得の向上と雇用創出でございます。

山野草栽培、キノコ栽培、山菜の栽培、技術を継承、この組織化による雇用の創出がもっとも実現可能な施策であり、これに力を注ごうと考えている次第でございます。

また、若者が村に留まり、結婚して、子供生み育てていただくことが自然ではあります。これは大変に難しい状況により、先に述べております子育て環境をより充実し、子供を生み育てやすい環境整備が必要でございます。このため地域産材と地元の技術を生かした縛りない若者用の集合住宅を建設し、安価な料金を設定することによって、村から外へ通勤できる環境づくりも検討してまいり所存でございます。

高齢化対策として、介護度の付いていない人では、不安な人を家族が外出、

外泊する時に一時預かりできる場所を提供出来ないか検討しているところでございます。また、認知症予防に高齢者が、気のあった仲間同士が集まって食事を作ったりしながら、交流が出来るよう援助していきたいと考えております。そして、それには住民主導の活動が必要と考えますので、そのリーダを育てるよう努力して参りたいと考えております。

テレビ電話が、ご存知のように点きましたので、心配事などありましたら、とりあえず保健センター、福祉センターへ電話していただきたいと考えております。もちろん、村長に直接電話することも可能であります。顔を見て話をすることで見守り出来ると考えており、この活用についても幅広く研究して参ります。

今冬の県内の事故発生状況は大変な事態であり、除雪、雪下ろしなど地域と連携して公的支援を、これからも検討し、継続して参りたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） これまでの取り組みも踏まえて、丁寧にご説明いただきまして有り難うございます。

回答のとおり、確かに我が村の課題は、やはり所得の向上と雇用の創出であるということで、それに尽きるとは思います。しかしながら、現在の状況で、それをどう村で展開して行くかというところが、非常に難しい状況にあります。これまでの取り組みの中で、子供を生み育てやすい環境づくりということまでできているということで、村長はおっしゃいますが、果たしてそれが村民に届いているのがどうか。実際問題、若い人達が村内から離れていっている現状があることを、村長がご存知なのかどうか。こういったものは、どこの自治体でも充実させております。村でもかなり手厚くしているのは、当然、皆さんもご存知であるし私も感じております。

しかしながら、やはり安定した生活を求めれば、職場のある、職場の近いところに流出せざるをえない。そういった人達をどうやって村に留め置くことが可能であるかということの方法を考えていくのが最善の策ではないのかなというふうに思います。確かに、村としても、そういった形で努力して来ているのも解ります。

また、高齢化についてもしかりであります。ただ、こういった福祉事業また体力づくり、仲間づくり活動、スマイルクラブの活動等々、IPとの相乗効果がどのような形で出せるのか、見守って、不透明なところでもあります。また、今後の施策の中で村長は、こういったIP端末を使って、何かあればとりあえず福祉センター、場合によっては村ないしは村長に直接働きかけることも可能

であるとおっしゃいますが、やはり村の良さとは、そういったところでなくて、何かあれば近所の知った方にすぐ声を掛けられるというような人間関係が確立している、都会にはない、温かさがあることが、この村の良さではないのかなというふうに思いますので、ただ、機能が便利になったからといって、そこに余りにも執着しては、元来の村の良さがしたれてしまうのではないのかなというふうに懸念もされます。

本題の村長の新年度一番に取り組みたい事業ということで、所得の向上と雇用の創出、これは少子化対策ばかりではなく、村の高齢者、まだ元気な高齢者にも該当するのではないのかなというふうに思います。山野草の栽培等に関しては、試験段階で取り組んでいる事業であります。まだまだ確立しているものでないですので、新年度いきなりこれに着手できるというものではないのではないのかなというふうに思います。

若者向けの集合住宅の建築、これに関しては私も同意見であります。しかしながら、すぐに取り組むべきものでもないのではないのかというふうに思うのは、やはり、現在の住宅をどうしていくか、そういったところもしっかりと考えて、村の若者向けの集合住宅をどういった形で利活用していくのか、また、どういった形でそういった立地等を検討していくのか、そういったところを細かく考えて検討していかないと、若者の村の定着には結びつかないのではないのかな、いうふうに思います。これに関しては私も検討事項のうちに入れておりますので、あえてこのように申し上げさせていただきます。

高齢化対策においては、これまでも村長が提言されてこられたものが多々上げられてはおりますが、果たして、高齢者の方々に密接した対策になっているのかなというところが非常に心配であります。それをもとに私の考えを、提案を少々述べさせていただきますが、少子化対策では、当然雇用対策が一番の問題ではあります。すぐ取り組めるようなものとするならば、中学卒業までの医療費の無料化、村の全額助成制度であります。これは前にも一般質問で提案させていただきました。また、多くの自治体で既に取り組まれている施策ではあります。実現可能でもっとも身近な施策だと思えます。ただこれが直ぐに少子化対策になるかと言えばそうではありません。これは発案の一部にすぎませんが、診療所の充実と併せて、専門診療科以外の場合の診療所の利用を促進し、広い意味での村で子供を守る体制づくりが大事と考えます。

例を上げて申しあげますと、小中学生のみの年間医療費の総額を算出するのは非常に厳しいようですので、子供が4人おります。我が家の計算で、金額で計算してみました。骨折等もしておりますので普通以上にかかってはおりますが、年間中学生で30万円、小学生12万円かかっております。23年度中学生が67名だとすると2,010万円。小学生が76名いるとすると912万円、合計で2,922

万円かかります。多く見積もってもこのような金額になります。村の新規負担額につきましては、このうちの自己負担の総額になりますので、大体 876 万円弱、これは多く見積もってですので、800 万円少々の金額で済むと、これは光ファイバーの網の年間の維持費の半分程度で可能であるという事になります。

高齢者対策においては、現在の高齢者世帯の一番の心配、危惧のもとと言えば、やはり雪ではないでしょうか。そこで 75 歳以上の 1 人暮らしないしは夫婦暮らしの高齢者世帯への屋根及び玄関先等の生活必要範囲内での除排雪労力の無償提供、各集落単位で該当世帯に必要な 75 歳以下の除排雪作業員を集落ごとに村が雇用し、降雪状況に応じた除雪作業、雪下ろし作業兼安否確認を行ってもらうシステムであります。これにより、村による新規の雇用対策とお年寄りの不安の解消、何よりも集落内の人と人との繋がりやの充実が広がり、集落のまとまりや田舎の温かさを取り戻すことが出来るのではないかと思います。

経済対策、雇用の促進には、こういった利用の仕方の方が、より効果的であろうと思うのですが、いかがでしょうか。

これも例を上げてご説明申し上げますと、今現在、村の 75 歳以上 1 人暮らし世帯が 144 世帯。老人夫婦世帯は 76 世帯。合計で 211 世帯。仮に屋根の雪下ろしを 1 回、まる 1 日として年 2 回、日当 5,200 円として除排雪を 1 軒 1 日約 1 時間で 60 日、約 2 ヶ月間として、最低賃金に近い 1 時間 650 円として計算すると、冬季間で総額 1,071 万 9,800 円になります。1 人暮らし世帯だけだと総額 696 万 5,400 円で可能であります。しかも、雇用人数は 217 世帯でみると 1 人が、例えば、2 世帯を担当し、そうした場合には冬季間で 1 人 9 万 8,800 万円の収入で 108 人の雇用ができます。1 人が 3 世帯を担当するとするならば 14 万 8,500 円の収入で 72 人の雇用ができます。

これも光ファイバーの年間維持費、その程度またはそれ以下で可能であります。しかも、高齢者は安心し喜び、退職または離職して未だまだ働ける若い方は親切をしながら収入が得られる。田舎ならではの素晴らしい施策と言えるのではないのでしょうか。この程度の出費で可能ならば検討してみる価値はあるのではないのでしょうか。また、この出費が全て村民の収入になります。これらはまだまだアイデアの一旦であり、まだまだ少子化対策、高齢化対策には 10 項目程度準備しておりますが、これはあえて控えさせていただきます。

こういったことで検討しておりますが、いかがでしょうか、村長。私の提案に、ご回答願います。

○議長（武石善治） 村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） これまでの雇用創出に関して、非常に関心度の高いご提案がございました。1 つは医療費の無料化の問題であります。自治体によって

は中学までの医療費を無料化しているというところがない訳ではございません。そういう形からいきまして、これをどういうふうを実現していくか、1つ大きな問題がない訳ではございません。私の原則といたしましては、いずにせよ、まず自助が第1そして共助、そして、もっとも最後に公助という方式、この原則をどういうふうに組み合わせて実現していくか、これが1つの大きな問題であります。

そこで、今医療費の無料化の実数が出て参りましたので、これは住民福祉課に鋭意検討して、長井議員の数字も精査して参りたいと考えております。導入する事にしたとしても、所得制限というものを対象にして、これを適用すべきかどうか、全く収入に係わりなく無料化すべきであるのかどうか、実際的に精査する必要はあろうかと思えます。

第2番目に雪下ろしで雇用創出というお話でございますが、実際には、この村の除雪作業事体において先例がもちろんございます。その意味で雇用創出が一部企業にこの除雪作業を委託するという事だけでなく、これに村が行う除雪作業には臨時に、いわば雇用されている状況でございます。今のご提案は、おそらくこれから屋根から落ちている雪事体を、道路に行くまでのところを除雪して行くということだろうと思えますけれども、現在、村が行っていることは、このための人間を紹介して、そして除雪を行わせて、当事者がそれをお支払いするという状況になっております。これに関しましても一般的に今非常に感心のある数字が出ておりますので、これは建設課自体に数字をお出しくださいませ、私共としては、これを検討いたしますが、しかしながら、同じにいわば国民年金で生活している人と、共済年金で或いはその厚生年金で生活している人とは、おのずと収入が違っておりますので、その点も所得制限というものを考慮に入れながら、この除雪作業のサービスを行うべきかどうか、まあ、前向きに検討して参りたいと思えますので、是非、そのご提案の数字をも、今度は建設課にもお出しただければと思えます。

ありがとうございます。

○議長（武石善治） 3番 長井君。

○3番（長井直人） 少子化対策の中学生以下の医療費の公助に関しては、現在もう取り組んでいる自治体が多数存在しております。そういった自治体の状況などを見ながら、村にあった施策としてぜひとも検討課題として対応していただければなというふうに思っております。

また、高齢者への対策に関しましては、単なる高齢化対策ではなく、雇用対策として位置づけて検討していただければなというふうに思います。

これも実際に既に取り組んでいるところがあります。メディアにも取り上げられまして、そういった享受を受けている方々の感想等も伺っております。そ

ういったものを見てみますと、やはりこの村では、そういった形の雇用の仕方または老人世帯への配慮の仕方というのもありうる事ではないのかなというふうに、大変共感をいたしました。

そういった形で、あえて真っ直ぐに取り組むべき施策として、村として大変いい政策でないのかなという事で、今回一般質問で取り上げさせていただきました。ぜひとも、そういったものを参考にしながら村にあった形で結構です。ぜひとも検討して対策を考えていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、せっかく聞き入れられてもらって言うのも何なのですが、今現在の状況からしますと、色々な選挙妨害のために、これが私の最後の一般質問になるかもしれませんので、あえて言わせていただきたい思います。議長におかれましては質問要旨と若干関係ない場合もあるかも知れませんが、目を瞑っていただきますようお願い申し上げます。

村長が就任して、この4年間で、村がどうもおかしくなっているような感じがしております。というのは、村の田舎の良さが薄れてきているのではないのかなというふうに思います。村長が今のままで来期継続するのであれば、更にこういった状況が悪化するのではないのかなというふうに懸念しております。2期で成果を出してお辞めになる。それはそれで結構でございます。しかしながら、ただ去っていかれても困る訳でありまして、この先4年間で、村長が主張するような成果を、例えば、上げながらも後継者を育成していくのでしょうか。もしかするならば、今回の議員選で、村長の押す候補の中に、そういった後継者の方がいらっしゃるのかもしれませんが、行政運営というものは、それほど簡単なものではないということは、今期、村長ご自身が重々体験され、お解りになったはずであります。

だからこそ、今変わっていただきたい。変わらないまでも、改めていただきたいのであえて申し上げさせていただきます。中央に目を向けた自身をPRするためのマスコミやメディア受けするような施策は、必ずしも必要ではありません。まして、自分が長である時だけ良ければいいような施策はもってのほかであります。ご自身はそうは思っていないかもしれませんが、施策を推し進める上でも内容的にも、そういったものが随所に見受けられるような気がしております。

たとえ他の自治体で既に取り組んでいる施策であっても、良いものは村流にアレンジして、村に合った形で取り入れて行くべきであろうと。地域を見ながら村の状況に合わせた身近な、また地道な施策こそが必要だと思えます。

1つ目の質問でも申し上げましたが、もっと村を見て子供たちを見てください。村の将来を担う子供たち、村長は子供たちの前で村の宝と言ってくださいました。こうした子供達に学力ばかりを求めるのではなく、村の中で地域の一

員として生活して頑張っている子供達の普段の生活もしっかりと見て上げてください。そうした中で、村の将来を模索していただきたいと思います。

50年後の日本のモデルとなるべき村づくりでなく、50年後も自立村として頑張れる将来を見据えた村づくりを行っていただきたいと思います。

目線のずれ、視点のずれを修正していただき、ぜひとも、ご尽力いただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

○議長（武石善治） これで一般質問を終わります。

日程第5 議案第42号 上程・採決

○議長（武石 善治） 日程第5 議案第42号 上小阿仁村情報通信基盤整備事業工事(設計、施工)請負契約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 追加議案の綴り1ページをお開き願います。議案第42号であります。上小阿仁村情報通信基盤整備事業工事(設計、施工)請負契約の変更であります。これは平成22年3月29日に契約締結したこの請負契約を変更する議案でありますので、どうかよろしくお願いいたします。

1の契約の目的、2の契約の方法、4の契約の相手方については変更がありません。それで3の契約金額を変更するもので、変更前が5億9,220万円、税込みであります。それを変更後5億3,556万7,200円に変更するものであります。その差額は5,663万2,800円の減額となります。この変更内容につきましては、施設設備で3,407万5,000円ほどの減額、これはONU、それから告知端末機の確定に伴う減。それから光ケーブルの単価の減。電柱ルートの変更見直しによる等の減となっております。

それから付帯部分につきましては1,986万1,000円ほどの減となっております。端末機それから接続機等の事業量の減となっております。

それで、この変更の仮契約につきましては、3月3日付となりまして、工期は3月24日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。はい、6番 中田君。

○6番（中田吉穂） 直接この契約に係わらないのですけれども、住民からの声として、通信記録の問題、この秘密をどういうふうにして管理されていくのか、多分、通信記録というのが、村でサーバーがある訳ですので、誰と誰が、もし通信が頻繁に行われているとか、回数とか、そういった記録が、NTTの場合は調べることが可能というふうには聞いているのですが、村の場合は、例えばそういう通信記録とか出す気になれば出せるのか、通信件数とか、そういっ

たものを、もしわかるのであれば教えていただきたいなと思います。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 確かに、サーバーが2階の電算室に設置されております。電算室につきましては、職員が入退室する場合は指紋照合で登録されている職員が入退室できます。その中でも、その通話記録につきましては、その中の鍵がかかるラックの中に設置されております。それで、通信記録が残るのは1カ月分のみということで、随時、1カ月過ぎると消えていくような状況であります。その点は色々これからセキュリティー問題を含めまして、充実していかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 他に質疑ありませんか。3番 長井君。

○3番（長井直人） 直接関係ないですが、すいません。IP端末、4月施工になるのですけれども、これ選挙に使っていいとかどうとかというのはないのですけれども、選挙に使われても別にいいものですか。多分普通に何も規定がなければ使われる可能性はあると思いますね。テレビ電話になっていますので、本人としてもどうなのかな。インターネットは未だ禁止ですね。そういったところもありますので、ちょっと伺いたなと思っております。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） その点につきましては、確認して委員会の方で設置管理条例の制定の単行議案も上がっておりますので、その中でご質疑していただきたいと思っております。

○議長（武石善治） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石 善治） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

議案第42号 採決

○議長（武石 善治） 議案第42号 上小阿仁村情報通信基盤整備事業工事(設計・施工)請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんが。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石 善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第1号から日程第19 議案第25号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第6 議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第19 議案第25号 特別会計条例の一部を改正する条例についての件まで、14件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題とおります14件の提案理由の説明は、付託する委員会で求めることにして、説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長（武石善治） 議案第1号から議案第13号まで、及び議案第25号は総務産業常任委員会に付託したいと思います。

日程第20 議案第14号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第20 議案第14号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 予算関係議案の1ページをお開き願います。議案第14号であります。平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

補正の額につきましては2,517万5,000円を追加するものでありまして、補正後の総額は24億8,321万1,000円とするものであります。

次に6ページをお開き願います。繰越明許費であります。22年度から23年度に繰り越す事業となっております。2款総務費 1項総務管理費でありますけれども、子ども手当システムの改修事業ということで291万9,000円の繰越であります。同じく総務管理費で住民生活に光をそそぐ交付金事業ということで、これは相談室の改修、図書の購入ということで1,150万円の繰越であります。その他にきめ細かな交付金事業ということで、総額で1億233万9,000円の繰越であります。これにつきましては、物産センターの改修、それから側溝改良、過疎農道の排水路の改修、それからプレミアム商品券の発行支援、杉風荘のスプリンクラー等の整備となっております。

6款農林水産業費 2項林業費では森林整備加速化・林業再生事業ということで、造林事業、森林路網整備ということで1,901万8,000円の繰り越しであります。トータルで1億3,577万6,000円の繰越明許費となります。

次の7ページでありますけれども、第3表 債務負担行為の補正ということで、12月定例会で債務負担行為を設定しました営農維持緊急支援資金利子補給金であります。限度額が変更になりましたので、補正前につきましては28万4,000円を、限度額67万1,000円とするものであります。5年間の補給であり

ます。

それでは補正予算の内容に入っていきたいと思います。11 ページをお開き願います。

歳入であります。今回、追加となりました主なものについてご説明していきたいと思います。1 款 1 項 2 目法人では、現年度課税分法人税が 200 万円の追加となっております。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金につきましては、実績見込で 300 万円ほどの追加となっております。

次のページをお開き願います。中段の 9 款 1 項 1 目地方交付税 1,646 万 9,000 円の追加となっております。これは普通交付税の追加でありまして、再算定によりまして最終的な補正額となります。ちなみに再算定で普通交付税の交付決定額は 15 億 1,031 万 7,000 円となっております。

14 ページをお開き願います。13 款 2 項 1 目民生費国庫補助金であります。3 節の児童福祉費補助金では 230 万円ほどの追加となっておりますけれども、その内訳としまして放課後健全育成事業費ということで 61 万 7,000 円の減額になっておりまけれども、今回、子ども手当でのシステムの改修に対する 291 万 9,000 円の交付金を新たに追加となったものであります。

次のページの上の方をご覧くださいと思います。総務管理費の補助金であります。141 万 2,000 円ということで住民生活に光をそそぐ交付金 141 万 2,000 円の追加であります。当初 888 万 8,000 円の交付限度額でありましたけれども、最終的に 1,030 万円の限度額が示されておりますので、その追加となっております。

後、ずっと実績見込みであります。18 ページをお開き願います。19 款 4 項 5 目雑入であります。その内の 2 節の雑入 1,316 万 2,000 円の追加であります。この大きなものとしましては、説明の欄に書かれている一番下の後期高齢者医療給付費の返還金ということで 1,236 万 8,000 円の追加であります。これは 20 年度、21 年度の清算に伴う返還金となっております。

次に歳出の方に入ります。歳出におきましても実績見込み等が主なものでありまして、大きな追加部分のみ説明します。

このページでは 3 節の職員手当 202 万 6,000 円の追加となっております。これは職員の早期退職に伴う負担金となっております。

それから、とんでいただきまして 21 ページをお開き願います。12 目財政調整基金費ということで 25 節積立金、財政調整基金積立金を 6,226 万 2,000 円追加するものであります。それから 21 目の住民生活に光をそそぐ交付金事業というこど 120 万円の追加であります。工事請負費では、臨時議会で協議いたしました相談室の改修に 100 万円、図書購入費 20 万円を追加しております。

23 ページをお開き願います。3 款 1 項 5 目医療給付費 146 万円の追加となっております。その主なものにつきましては、福祉扶助費でありまして、福祉医療の県補助分、村単独分合わせて 145 万円の追加となっております。

27 ページになります。4 款 3 項 1 目診療諸費であります。総体では 134 万 2,000 円の減になっておりますけれども、19 節の負担金補助及び交付金につきましては 169 万円の追加となっております。これにつきましては、北秋田市上小阿仁村病院組合の負担金、これと特別交付税に参入されている部分を、そのまま負担金として支出することです。

追加された主なものにつきましては、以上のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 14 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 21 議案第 15 号から日程 30 議案第 24 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 21 議案第 15 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 30 議案第 24 号 平成 22 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、10 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 53 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 15 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第 5 号でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 643 万 5,000 円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ 4 億 974 万 5,000 円とする補正予算でございます。内容につきましては、歳入によりましては実績見込みによります補正でございます。歳出につきましては、歳入見込みによりまして財源更正と共同事業拠出金の確定によります補正となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 69 ページをお開き願います。議案第 16 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。この補正予算につきましては、364 万 4,000 円を減額するものでありまして、補正後の総額は 1 億 1,710 万 6,000 円となります。詳細につきましては、75 ページからそれぞれ実績見込みに基づきまして減額、追加等々となっておりますので、

よろしくお願いたします。

○議長（武石善治） 杉風荘施設長。

○杉風荘施設長（中嶋辰雄） 議案第 17 号であります。77 ページをお開きいただきたいと思ひます。平成 22 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ 1,011 万円を追加し、歳入歳出をそれぞれ 4 億 4,684 万 6,000 円とするものでございます。

80 ページをご覧いただきたいと思ひます。繰越明許費でございます。1 款 1 項施設管理費でございます。特別養護施設改修事業。これは杉風荘のプリンクラー設置工事、並びに食堂大ホールへの空調施設設置工事、それにかかる設計管理委託料でございます。6,050 万円を 22 年度から平成 23 年度へ繰越するものでございます。

予算関係の説明につきましては、歳入、歳出とも 22 年度の実績見込みによるものでございます。

○議長（武石善治） 建設課長。

○建設課長（小林隆） 93 ページをご覧ください。議案第 18 号 平成 22 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算ですが、歳入歳出それぞれ 155 万 7,000 円を減額して、総額を 7,632 万 8,000 円とするものでございます。

内容につきましては 99 ページ、各項目実績に基づくものでございますが、5 款 1 項 1 目雑入でございますが、昨年 7 月 3 日に雷の被害を受けた保険金の工事請け差による金額でございます。15 万 7,000 円の減額でございます。

100 ページ以降については、それぞれ実績見込みによるものです。

続けて、103 ページをご覧いただきたいと思ひます。議案第 19 号 平成 22 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ 67 万 3,000 円を減額しまして、7,338 万 4,000 円とするものでございます。

内容は 109 ページですが、歳入、それぞれ実績見込みによるものです。それから 3 款 1 項 1 目の一般会計の繰入金、これは職員人件費の分でございます。

その下の 5 款 1 項 1 目の雑入ですが、これも 1 月 3 日の雷の羽立処理場の雷被害の工事請け差による保険金の全額であります。

次の 110 ページは、それぞれ実績によるものでございます。

続きまして 110 ページ、111 ページ。議案第 20 号 平成 22 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算ですが、歳入歳出それぞれ 6 万 8,000 円を減額して総額を 5,985 万 1,000 円とするものであります。

内容につきましては、117 ページ、歳入ですが、実績見込みによるものと、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、これは職員人件費の分の繰入れであります。

118 ページ歳出でございますが、職員人件費分と委託料、浄化センターの維持管理量の請け差等による減額でございます。 以上です。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 125 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 21 号 平成 22 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算第 5 号でございます。歳入歳出それぞれ 796 万 2,000 円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ 3 億 7,884 万 7,000 円とする補正予算でございます。

歳入につきましては、保険料の収入見込み、そして補助金等の確定による補正となっております。

歳出については実績見込みによる補正となっておりますので、よろしく願いします。

つづきまして、次の 143 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 22 号 平成 22 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算 第 3 号でございます。

歳入歳出それぞれ 350 万 8,000 円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ 3,897 万 8,000 円とする補正予算でございます。

歳入歳出とも保険料の収入見込みによる補正となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案関係の 5 ページをお開き願います。議案第 23 号 平成 22 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れということで、補正予算の方でも説明ありましたが、人件費分としまして、平成 22 年度に一般会計から繰入れる額を 2,000 円追加して、4,699 万 8,000 円以内とするものあります。

それから、次のページになりますけれども 議案第 24 号 平成 22 年度 上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入についてということで、これにつきましても職員人件費分としまして 10 万 2,000 円を繰り入れる額を追加しまして、総額で 4,400 万 5,000 円以内とする議案となっておりますので、よろしく願いいたします。。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第15号から議案第24号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第31 議案第26号及び日程32 議案第27号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第31 議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件及び日程第32 議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案綴りの9ページをお開き願います。議案第26号 一般職の職員の給与に関するの条例の一部を改正する条例であります。これにつきましては、国の人事院勧告に準じまして、内容につきましては次の10ページになりますけれども、時間外勤務手当の積算基礎を改定する必要があるということで、今まで1ヶ月の時間外勤務時間60時間あるわけですがけれども、それに今までは日曜日は加算されてなかったわけですがけれども、この改正案によりまして、日曜日の時間外も含まれるということの改正となっております。

○それから次のページ、議案第27号であります。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例となっております。これにつきましては、労働基準法の改正に伴いまして、国家公務員、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正となっております。この詳細につきましては12ページからとなっておりますけれども、これは育児休業をすることができない職員の規定を、新たに設けるものであります。短時間勤務職員、それから1年以内の雇用される非常勤職員については、育児協業することができないというような改正内容となっております。詳細につきましては、委員会の方で説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第26号及び議案第27号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第33 議案第28号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第33 議案第28号 上小阿仁村情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 16ページをお開き願います。議案第28号でありま

す。上小阿仁村情報通信施設基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定であります。内容につきましては次のページからとなっております。

今年の4月1日、本格運用ということで予定しております情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例となっております。

第1条につきましては、設置ということでIP告知放送システムによる行政連絡、防災情報等の提供による生活利便性の向上と地域経済の活性化及び地域の安全、安心確保を図るためということで設置目的をうたっております。

第2条につきましては、施設の名称、位置ということで、名称は上小阿仁村情報通信基盤施設ということで、センター局、それからサブセンター局、簡易放送局ということで、それぞれ明記しております。その表の一番最後につきましては、告知情報、端末、これは各家庭とか事業所に設置される部分であります。

第3条につきましては、用語の定義となっております。(1)から(9)まであります。

第4条が業務の内容ということで、IRU契約による超高速サービスによる提供、それから八木沢、中茂、不動羅、梨ノ木岱への地デジの放送接続用の回線の提供ということになります。それからテレビ告知放送サービスの提供。電話サービスの提供となっております。

次のページをお開き願います。業務の区域ということで、上小阿仁村全域、それから第6条では、利用者の範囲ということで上小阿仁村に住所を有すること。それから事務所事業所を有することになっております。

設備の設置等ということで、村としましては、住居、事業所に設置する機器を次の1～5までであるわけですが、これを貸与する条項となっております。2項では、この機器を設置する場合は利用者の同意を得ることになっております。

第8条につきましては、設置対象建物ということで、上小阿仁村に住民票があるものまたは外国人登録で自己所有、それから同居の親族が所有するもの、建物等の所有者の設置承諾を得た家屋または店舗兼住宅となっております。

その他に(2)番としましては、事業所を有する法人、団体の有する法人、団体となっております。

次のページ、利用の承認ということで、第9条であります。この施設の利用を希望するものは、告知放送機器等の設置同意書兼設置申請書を提出し、村長の承認を得なければならないことになっております。

第10条につきましては、施設の保全ということで、村長は施設に障害を生じまたは滅失したときは速やかにこれを修理、修復しなければならないこととあります。それから利用者は、設備の善良な利用と保全に努めると共に、

異常等を発見したときは、直ちに村長にその状況を申し出なければならないということになります。

利用の停止等ということで第 11 条であります。利用者が次に掲げる事由に該当するときは、施設の利用を停止することができる条項であります。1 番から 7 番まであるわけですが、(1) としましては、この条例または関係法令に違反したとき。第 4 条に規定する業務を故意に妨害したとき、それから利用者設備を故意に損壊したとき、偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。(5) として利用者設備設置の条件に違反したとき。(6) としまして違法に、または明らかに公序良俗に反する態様によって施設を利用したとき。次のページになりますけれども、(7) につきましては、その他業務の遂行に支障を及ぼし、または公益を害する恐れがあると認められるときとなっております。

第 12 条につきましては、届出の義務ということで、名義変更、利用の休止、再開等をうたっております。

第 13 条につきましては、業務の停止ということで、災害等によって村長は一時停止することができる。

第 14 条につきましては、免責事項ということで、災害等で停止した場合は業務停止による損害に対して、村長はなんら責任を負わないものとするということであります。

それから費用の負担区分であります。第 15 条、まず光ファイバー、まだ設置されていない不同意の方が 6 名、それから不明の方が 2 名おるわけですが、さらに新たに設置する場合は、設置費用が 20 万円までは村が負担するけれども、20 万円超えた場合は個人の負担とするということで、20 万円という額はかからないと思っております。

次のページになりますけれども第 16 条の料金であります。使用料金は別表 1 のとおりとするということで、下の方からになっております。第 16 条関係、IP 告知放送及び村内電話ということで、一般世帯は無料、公共施設は無料、事業所につきましては月額 2,000 円。それから次のページとなっております。

利用者設備の利用が告知端末を増設する場合ということで無料であります。それから増設用の告知端末機につきましては実費相当額が、個人になる形になると思います。

戻っていただきまして第 17 条であります。告知端末を利用して情報配信を依頼しようとする者は、上小阿仁村告知広告掲載要綱により承認を得なければならないということで、営利を目的し、また事業の宣伝のため告知放送を依頼しようとする者は、予め放送手数料を納付しなければならないということで、それは別表 2 ということで、次のページに書かれております静止画の告知が 1 回

500 円、映像告知、20 秒以内ですけども、これが 1,000 円。静止面の作成 1 画面につき 2,000 円を手数料として納めていただくということになります。

そして戻っていただきたい思います。第 19 条では機密の保持ということで、何人も施設の運営に関して知りえた利用者の情報を第 3 者に漏洩してならない。

施設の運営に従事する者は、在職中及びその職を退いた後もその取り扱いに関して知りえた秘密を守らなければならないということでもあります。

附則として 4 月 1 日からの施行ということの条例となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 28 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 34 議案第 29 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 34 議案第 29 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 24 ページでございます。議案第 29 号 上小阿仁村営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。公営住宅を用途廃止するための条例の一部改正でございます。次のページをご覧ください。

別表を改正するもので、沖田面の小蒲野団地の昭和 39 年度築の 2 棟 4 戸を 1 棟 2 戸とするものでございます。これによりまして用途廃止する 1 棟 2 戸につきましては、23 年度において解体する予定でございます。施工日は公布の日からとしております。以上です。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 29 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 35 議案第 30 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 35 議案第 30 号 上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 26 ページでございます。議案第 30 号 上小阿仁村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

これは道路法施行例の一部を改正する政令の施行に伴いまして、道路占用に

係る占用料の額を改める必要があるための条例の一部改正であります。

次のページをご覧くださいと思います。27 ページ～30 ページまでございますが、別表の占用料の金額を改めるものでございます。金額の欄の額で示されているものは変更のないものから、多いもので 150 円安くなります。また、係数を乗じて示されているものについては変更のないものから係数で 0.003 高くなっております。施行日は 23 年 4 月 1 日からとしております。

以上です。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 30 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 36 議案第 31 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 36 議案第 31 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 31 ページでございます。議案第 31 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

これは水道使用料金の迅速且つ段階的な公平化を図るための条例一部改正であります。次のページをご覧ください。別表第 1 を改正するもので、沖田面地区を除く統合地区について、一般計量制基本料金 10 立方メートルまで 2,625 円、超過料金 1 立方メートルにつき 53 円のもの、基本料金 5 立方メートルまで 1,680 円に、超過料金 1 立方メートルにつき 95 円に改正し、プール用は削除するものであります。施行日は平成 23 年 6 月 1 日からとしております。

以上です。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 31 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 37 議案第 33 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 37 議案第 33 号 上小阿仁村物産センターの指定管理者の指定について件、及び日程第 38 議案第 34 号 秋田杉の館の指定管理者の指定についての 2 件一括と議題といたします。

議長が、地方自治法第 117 条の規定により除斥いたします。副議長と交替します。

○議長（武石善治） 暫時休憩します。

14時42分 休憩

（議長退場）

（副議長が議長席に）

○副議長（石川富三） 再開します。

14時50分 再開

○副議長（石川富三） 先ほど議長が地方自治法第117条の規定により、除斥しますということで、暫時の間、議長の職務を行います。

議案第33号、及び議案第34号について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 34ページをお開き願います。議案第33号 上小阿仁村物産センターの指定管理者の指定ということであります。

3月31日で指定期間が満了となるために、再度、物産センターをかみこあに観光物産株式会社を指定管理者として指定したいということであります。指定期間につきましては5年間となっております。

次のページお開き願います。議案第34号 秋田杉の館の指定管理者の指定ということあります。これにつきましても、3月31日で指定期間が満了になることから、再度、5年間、かみこあに観光物産株式会社を指定管理者として指定する議案となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（石川富三） これより質疑を行います。6番 中田君。

○6番（中田吉穂） 他の指定管理者の受ける側には、例えば、代表理事組長とか集落の会長さんとかいうふうにキチット名前も入っているわけですが、かみこあに観光物産の場合は、どうして、これ名前を入れないのかなと、これもし多分代表取締役が小林宏農さんというふうな形になっているからこういうふうにしているのか、それとも、もし代理ということになれば、副村長の名前、そういったものはいることにはならないのかな。ちょっとこの指定管理の部分だけについてお伺いをいたします。

○副議長（石川富三） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 今、中田議員のおっしゃるとおり、この部分だけ名前が入っておりませんでした。それで、双方代理の関係で観光物産株式会社の代表取締役が村長になっておりますので、名前を入れることはいいですけども、ただ、この議案としては双方代理の関係でまず名前が入らなくても、議案としてはいいということで、ただ、契約の段階では代表者を決めていただければ、契約することができませんので、それは観光物産の方に申し入れしておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（石川富三） 6番 中田君。

○6番（中田吉穂） 審議の段階で、契約の段階はまた別個になると思いますが、審議が終わって契約という形を順序からいけば、そういう形になると思いますがけれども、審議の段階で、そうしたキチットしたものがないのに、私は審議が、これはできないのではないのかなと考えるわけだけれども、いかがでしょうか。

○副議長（石川富三） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案としては名前が入ってなくても、議案としては上程できるということです、その契約の段階までに代表者を決めていただきまして、契約するということになりますので、これでもう審議はできるのではないかと、私は解釈しております。

○副議長（石川富三） 村長。

○村長（小林宏農） こういうシステムが決していい制度とは、私自身も思っておりません。しかし、これ前政権から引き継いでいるものでありますので、前政権のときには、今の議員方々一切反対もしないで通したことだろうと推定しておりますので、特別変わったことがない限りは、そのまま続けて承認していただいて、そしてその後に抜本的な組織改革を行おうとは思っております。以上です。

○副議長（石川富三） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第33号及び議案第34号は総務産業常任委員会に付託いたします。

○副議長（石川富三） 議長の除籍を解きます。議長と変わります。

（副議長自席着席）

（議長、議長席着席）

日程第39 議案第32号～日程第44 議案第39号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第39 議案第32号 上小阿仁村野菜集出荷施設の指定管理者の指定についての件から、日程第44 議案第39号 上小阿仁村杉花交流センターの指定管理者の指定についての件まで、6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 33ページをお開き願います。議案第32号であります。上小阿仁村野菜集出荷施設の指定管理者の指定であります。これにつきましては3月31日をもちまして指定管理の期間が満了することから、新たに5年

間、28年3月31日まで、あきた北央農業協同組合代表理事組合長疋田俊一郎を指定管理者とするものであります。

36ページをお開き願います。議案第35号であります。上小阿仁村上仏社担い手センターの指定管理者の指定であります。これにつきましても3月31日で指定期間が満了することから、5年間、上仏社自治会長齊藤進氏を指定管理者として指定する議案となっております。

次の37ページになります。議案第36号 上小阿仁村下仏社多目的集会施設の指定管理者の指定についてであります。これにつきましても3月31日で指定期間が満了することから、下仏社部落会長大沢裕昭氏を指定管理者として指定するものであります。

次のページ、議案第37号であります。上小阿仁村羽立集会施設の指定管理者の指定であります。これにつきましても3月31日で指定期間が満了することから、新たに5年間、羽立部落会長武石肇氏を指定管理者とするものであります。

次のページをお開き願います。議案第38号 上小阿仁村い樹い樹交流センターの指定管理者の指定であります。これにつきましても3月31日で指定期間が満了することから、福館部落会長齊藤貢氏を指定管理者とするものであります。

次のページになります。議案第39号 上小阿仁村杉花交流センターの指定管理者の指定であります。これにつきましても3月で指定期間が満了になることから、新たに5年間、杉花部落会長齊藤昭作氏を指定するものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第32号及び議案第35号～議案第39号まで、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第45 議案第40号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第45 議案第40号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 41ページであります。議案第40号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更であります。内容につきましては、次の42ページになりますけれども、3月31日をもちまして北秋田市上小阿仁村組合病院が解散になるということで、その名称を削除するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 40 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 46 議案第 41 号 上程・付託

○議長(武石善治) 日程第 46 議案第 41 号 上小阿仁村立保育園を五城目町の保育を実施する児童に使用させることに関する協議についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長(鈴木壽美子) 43 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 41 号 上小阿仁村立保育園を五城目町が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についてでございます。これにつきまして、保育園の方に五城目町から児童が使用させてほしいということで、その協議をすることになっておりますので、それが議会の議決が必要だと。44 ページの方にその協定書というものがついておりますのでご覧いただきたいと思います。この期間につきましては、23 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までとするということでございますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長(武石善治) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 41 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 47 陳情 上程・付託

○議長(武石善治) 日程第 47 陳情の件を議題といたします。本定例会において受理された陳情は、お手元に配布したいる陳情文章表の通りでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長(武石善治) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

15 時 04 分 散会

